

## 資 料 目 録

資料1	法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ	1
資料2	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に対して寄せられた意見の概要	25
資料3	平成25年司法試験（出願状況・受験予定者・受験者数）について	71
資料4	平成25年司法試験予備試験（出願状況・受験者数）について	75
資料5	現新65期の登録状況等	77
資料6	座長試案（司法修習生に対する経済的支援について）	81
資料7	修習資金等一覧	83
資料8	座長試案（法科大学院に対する法的措置等について）	85
資料9	法科大学院別司法試験総合格者数・総合格率等（総合格率順）	87
資料10	座長試案（司法試験について）	91
資料11	司法試験の受験資格等について	93
資料12	司法試験修了年度別合格状況	95
資料13	受験回数制限に係るシミュレーション	99
資料14	新司法試験と旧司法試験制度の概要	105
資料15	試験科目の変遷	107
資料16	法科大学院における授業科目について	109



**法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ**

(目 次)

はじめに

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

第2 今後の法曹人口の在り方

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

- (1) プロセスとしての法曹養成
- (2) 法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保
- (3) 法曹養成課程における経済的支援

2 法科大学院について

- (1) 教育の質の向上，定員・設置数，認証評価
- (2) 法学未修者の教育

3 司法試験について

- (1) 受験回数制限
- (2) 方式・内容，合格基準・合格者決定
- (3) 予備試験制度

4 司法修習について

- (1) 法科大学院教育との連携
- (2) 司法修習の内容

5 継続教育について

## はじめに

我が国の司法制度の抜本的な改革ともいうべき司法制度改革は、国民に身近で頼りがいのある司法の実現を目指した。そして、我が国において司法制度の役割の重要性が増大していることを踏まえ、司法制度の機能を充実強化することが緊要な課題であるとして、様々な施策を提言した。その中で、司法制度を支える法曹の在り方については、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化されることが予想され、法曹が社会の隅々に進出することが期待されることなどから、その人的基盤の整備のために法曹人口拡大の目標を掲げるとともに、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を創設した。法科大学院は平成16年から学生の受入れを開始し、平成18年からは法科大学院修了者を対象とした新司法試験が実施され、新しい法曹養成制度を経た多くの有為な人材が法曹として活躍するに至っている。その一方で、制度発足後、法曹志願者の減少が続いているほか、閣議決定で定められた年間司法試験合格者数の目標も達成されておらず、法科大学院ごとの司法試験の合格状況にばらつきがあり、社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大もいまだ限定的であるなど、この制度に関する様々な問題点も指摘されるようになり、現状を放置し、十分な対応をしなければ、質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現が困難になるのではないかと危惧される状態が生じている。

このような状況の下、法務省及び文部科学省が、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催して法曹養成制度に関する問題点・論点とこれに対する改善方策の選択肢の整理を行い、平成22年7月にその検討結果を取りまとめるとともに、問題点・論点に対応するための方策について更に具体的な検討をする必要があるとされた。また、平成23年5月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申し合わせにより「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、同年8月には、それまでの検討結果を第一次取りまとめとして公表するとともに、平成24年5月には、法曹の養成に関する制度の在り方についての論点整理（取りまとめ）を公表した。

さらに、同年7月に成立した裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律により、政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律の施行後一年以内（平成25年8月2日まで）に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとされた。また、その際、衆議院法務委員会決議において、前記合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備することとされた。

これらの改正法及び附帯決議を踏まえ、政府においては、平成24年8月、閣議決定により、内閣に法曹養成制度関係閣僚会議を設置するとともに、法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、その下

に、本検討会議を置くこととした。

本検討会議においては、前記フォーラムの論点整理（取りまとめ）の内容等を踏まえつつ、検討を行うものとされており、同論点整理記載の各項目に従い、12回にわたり会議を開催して検討を行った。本検討会議は、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹養成制度の現在の課題を直視して、その解決に向け検討を行ってきたものであり、現時点までの議論状況を踏まえ、一定の方向性を示すものとして、下記のとおり検討結果を中間的に取りまとめたものである。

今後、この中間的な取りまとめを、パブリック・コメント手続に付した上で、同手続で出された意見を踏まえつつ、更に検討を重ねて、本検討会議として最終的な取りまとめを行うことを予定している。

なお、法曹養成制度関係閣僚会議においては、前記閣議決定に基づき、本検討会議の最終的な取りまとめ等を踏まえつつ、平成25年8月2日までに検討を加えて一定の結論を得ることが予定されている。

## 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。
- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

（問題の所在）

司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これまで、社会の隅々に進出することを目指した法曹有資格者の新たな分野への活動も広がりつつあるものの、いまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や法曹に対する需要の現状及びこれまでの取組の状況等を検討し、そこで明らかになった課題を整理しつつ、弁護士の地域的偏在の解消等そのニーズに即した活動領域の在り方や、弁護士を始めとする法曹有資格者の需要が見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

(検討結果)

- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。
- ・ 企業の分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極的に行うことが重要である。
- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図るこ



とができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、関係機関・団体が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。
- ・ 日本経済のグローバル化の進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルール策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

## 第2 今後の法曹人口の在り方

- 社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。
- 今後の法曹人口の在り方については，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要がある。

### (問題の所在)

司法制度改革審議会意見書では，国民生活の様々な場面における法曹需要は，量的に増大するとともに，質的にますます多様化，高度化することが予想され，その対応のためにも，法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして，法曹人口増大の必要性が指摘された。今後の法曹人口の在り方について，法曹有資格者の活動領域の拡大状況や，これからの我が国社会における法曹の役割，法曹に対する社会の需要をも踏まえ，様々な角度から検討を行う必要がある。

### (検討結果)

- ・ 司法制度改革においては，法曹が社会において果たすべき役割がますます大きくなることから，法曹人口の増大を図る必要があるとされ，閣議決定において，「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。」との目標が定められた。なお，もとより，実際の司法試験合格者は，司法試験委員会において，法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から，適正に判定されるものである。
- ・ 司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており，より多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。

他方で，「プロセス」としての法曹養成制度が多くの課題を抱える中，司法試験の合格者数は，平成22年以降も2,000人から2,100人程度にとどまり，閣議決定された司法試験の合格者数は達成されていない。また，近年，過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほ

ど増えておらず、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることからすれば、現時点においても司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものといわざるを得ない。

- ・ 上記数値目標は、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であったことから、早期に達成すべきものとして掲げられた目標であり、このことを含めた司法制度改革によって、弁護士が1人もいない地域がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと、法曹が自治体、企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなど、成果が認められる。もっとも、現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標を掲げることによって、大幅な法曹人口増加を早期に図ることが必要な状況ではなくなっているため、今後も新たな数値目標を設けるべきとの考えもあるものの、当面、このような数値目標を立てることはせず、引き続き、社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法科大学院の改善策（後記第3の2で検討する。）を進めながら、全体としての法曹人口を増加させることを目指すものとするのが相当である。
- ・ その上で、将来、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることもあり得ることは否定しないものの、いずれにせよ、今後の法曹人口の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要があるものと考えられる。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 1 法曹養成制度の理念と現状

##### (1) プロセスとしての法曹養成

- 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。
- 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

##### (問題の所在)

現在の法曹養成制度は、司法試験という「点」のみによる選抜から、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設け、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指して導入されたものである。

このような「プロセス」としての法曹養成の考え方を前提に、司法試験の受験資格は、原則として法科大学院修了者について認められている。

これに対し、「プロセス」としての法曹養成の考え方について、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判する立場からは、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もある。

そこで、「プロセス」としての法曹養成の在り方について検討する必要がある。

##### (検討結果)

- ・ 新しい法曹養成制度における中核的な教育機関である法科大学院では、ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業が実践され、学生に物事の本質や判断の分岐点を考えながら学習を積みせるようになるなど、優れた教育がされている例も報告されている。また、司法試験の結果においても、法科大学院修了直後の受験者の合格率が最も高く、修了後年数が経過するにつれて合格率が低下する傾向が定着し、法科大学院の教育と司法試験との連携が相当程度図られているといえ、これらの点により、法科大学院教育は、相応の成果を上げているといえる。このような「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄すれば、法曹養成課程の中核である法科大学院教育の成果と意義が十分に活かされないだけでなく、旧司法試験下の受験技術優先の傾向が再現されることにもなりかねず、法曹志願者全体の質の低下を招くことが危惧される。
- ・ 他方で、司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者に限定していることを踏まえると、法科大学院が、与えられた役割を踏まえ、十分な

教育を行うことができることが求められるが、法科大学院の中には、入学者選抜や進級・修了認定が十分に機能せず、教育体制も十分整わないなど、法曹の養成のための教育機関としての役割を十分に果たしていない大学があることも否定し難い。したがって、「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、これらの法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進（後記2(1)で検討する。）とともに、法学未修者教育の充実（後記2(2)で検討する。）など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

## (2) 法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

- 法曹志願者の減少は、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験合格率は高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また、このことは、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。
- 上記要因を可能な限り解消して、法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため、法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。

### (問題の所在)

新しい法曹養成制度の導入後、法科大学院の志願者数は年々減少を続けており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅の増加を図るといふ所期の理念の実現は困難ではないかとの懸念が示されている。また、法曹志願者が減少している要因についても、様々な見方があることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹志願者の減少の観点からも検討する必要がある。

また、司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし、法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、司法制度改革の理念の実現に支障が生じている。

### (検討結果)

- ・ 法曹志願者が減少する要因としては、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験の合格率がそれほど高くなっておらず、また、司法修習を終えた後も、法律事務所等に就職して活動を始めることが困難な者が増加しているといわれる状況にある一方、

大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられている状況にあると考えられる。また、このことは、法曹の多様性確保が困難となっている要因としても当てはまる。

- ・ そこで、法曹志願者が減少する要因について、可能な限り解消するよう検討することにより、法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図り、質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すことが必要であり、法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策（司法修習終了者の就職状況については、前記第1及び第2で検討したとおりであり、法曹養成課程における経済的支援については後記(3)で、司法試験の合格率の上昇に資する法科大学院教育の質の向上については後記2で、司法試験制度については後記3で、それぞれ検討する。）を講ずる必要がある。また、法学部教育も含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学の場合の進学方法などを検討すべきとの指摘もある。

### (3) 法曹養成課程における経済的支援

- 法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。
- 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。

#### (問題の所在)

法曹養成課程における経済的支援として、法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援の更なる充実を図る必要があるかどうかについて検討が必要である。

#### (検討結果)

- ・ 法科大学院生に対する経済的支援については、授業料の減免に加え、無利子・有利子（低利子）で最長20年間で返済する（独）日本学生支援機構の奨学金制度があり、無利子奨学金の業績優秀者は奨学金の返還も減免されることがあるほか、有利子奨学金においては、法科大学院の授業料が相対的に高額であることをも考慮し、貸与月額も増額が可能とされているなど、既に充実した支援がなされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生が、経済的理由によって修学を断念することのないよう取組を継続していく必要がある。
- ・ 司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程

として置かれており、司法修習生は、修習期間中は修習に専念することが求められていることから、司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し、修習の実効性を確保するための方策として、司法修習生に対する経済的支援を行う必要がある。そして、具体的な支援の在り方については、給費制とすべきとの意見もあったが、貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきである。

その上で、司法修習生に対する経済的支援については、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習に伴い個々の司法修習生の中に生ずる不均衡への配慮や、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を本検討会議において更に検討する必要がある。

## 2 法科大学院について

### (1) 教育の質の向上, 定員・設置数, 認証評価

- 法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度(例えば約7～8割)が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。
- 司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。
- 個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような課題のある法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。
- 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。
- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。
- このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。

#### (問題の所在)

司法制度改革審議会意見書は、プロセスとしての法曹養成制度の中核としての法科大学院において、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも



合わせて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきであるとした。また、法科大学院の教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきとした上、厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきであるとし、法科大学院の課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきであるとした。また、併せて、法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきとした。

この結果、法科大学院の定員数はピーク時には5,825人に上り、その後の定員削減により平成24年度には4,484人となっているものの、平成20年以降、司法試験合格者数は2,000人から2,100人程度で推移し、法科大学院修了者全体の司法試験合格率は、教育の目標とされていた修了者の約7～8割に達しておらず、単年合格率が約25%、累積合格率（ある年度の法科大学院修了者数のうち司法試験を受験した者の数に対する同修了者の受験期間中の累積合格者数の割合を指す。以下同じ）でも約5割程度にとどまっている。

また、法科大学院ごとに見ると、司法試験合格率や入学定員の充足状況等のばらつきが大きく、一部の法科大学院において、司法試験合格率が著しく低迷しており、入学者数が定員を大きく下回るなど深刻な課題を抱えている。

このような状況は、法曹志願者減少の要因となっており、教育の質を向上させ、司法試験合格率を上昇させるための改善方を検討する必要がある。

（検討結果）

- ・ 法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院であり、司法試験の受験資格は原則として法科大学院修了者に限定していることを踏まえ、法科大学院は、法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育をすることが求められ、修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。
- ・ また、法科大学院全体としての司法試験合格率が低迷し、法科大学院を修了しても、司法試験に合格して法曹となることができる見通しが低いことが、法科大学院の志願者が減少している一つの要因となっている状況にある。この状況を改善し、司法試験合格の見通しを高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになるという観点からも、法科大学院全体として、修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。また、質が高く幅広い教育を行うためにも、上記のような状態を実現させることが重要である。
- ・ 個々の法科大学院についてみると、充実した教育を行い、修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で、司法試験合格率が低く、入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり、法科大学院間のばらつきが大きい。教育状況に課題がある法科大学院は、教育の質を向上させることが必要である。また、法科大学院は、前述の使命を

果たし、それにふさわしい教育を行うものであることが求められるという観点から、課題を抱える法科大学院については、定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。

- ・ 今後の法科大学院の統廃合や定員削減については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。
- ・ 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも、まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- ・ 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに6校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化するとともに、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また、法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても、見直しを行うべきである。
- ・ このような自主的な組織見直しを促進するための方策を加速・強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、本検討会議において更に検討する必要がある。

なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。

## (2) 法学未修者の教育

- 法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討すべきである。
- 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討すべきである。

(問題の所在)

司法制度改革においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院においては、学部段階の専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとし、入学選抜において法律学についての知識を問わない法学未修者を原則としてその標準修業年限を3年としつつ、法律学の基礎的な学識を有すると認められた法学既修者については2年での修了を認めるとの制度とした。

しかしながら、現状を見ると、法学既修者の司法試験の累積合格率が約6割から7割であるのに対し、法学未修者は約3割から4割となっており、法学未修者に対する教育に課題が大きいことが明らかである。

このような法学未修者の司法試験合格率の低迷は、特に法学部以外の学部出身者や社会人経験者の志願者減少の要因となり、多様な人材を法曹に受け入れようとした司法制度改革の理念の実現に支障が生じることから、法学未修者教育の充実のための方策を検討する必要がある。

(検討結果)

- ・ 法学未修者は、入学選抜段階で法学の基礎的な学識を有するとの認定を受けていない者であるから、基本的な法律科目を重点的に教育し、基礎・基本の習得の徹底を図るとともに、その到達度を、教育課程の各段階に応じて客観的に判定する仕組みが必要である。

特に、学修の出発点である1年次においては基本的な法律科目の修得を徹底し、2年次以降は法学既修者も受講する授業を受けることになることから、進級に当たり厳格な到達度判定を行う必要がある。そこで、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、平成24年11月30日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のためのワーキング・グループ報告で提言されている「共通到達度確認試験（仮称）」の導入を、その具体的内容が上記報告の趣旨に沿うものとなるよう配慮しつつ、早期に実現することを目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的かつ厳格に学修到達度を判定する仕組みの導入を検討すべきである。

- ・ また、法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者に対する教育の充実は、法曹の多様性を確保する観点から重要であるため、法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするためのシステムの改善を検討するとともに、現在優れた法学未修者教育を実施している法科大学院については、それらを更に充実させる取組が必要である。

### 3 司法試験について

#### (1) 受験回数制限

- 受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。

#### (問題の所在)

司法試験の受験資格は、法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで受験できるとの受験回数制限が設けられているが、これを撤廃又は緩和すべきであるとの意見があることから、受験回数制限制度について変更を加えるべきかどうかを検討する必要がある。

#### (検討結果)

- ・ 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について、法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにとはなっていないことや法科大学院修了後5年の間に合格しない者が多数いることなどから、受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが、受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく、また、法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに、法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって、受験回数制限を設けること自体は合理的である。
- ・ 受験回数については、現行制度は、3回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ、その上で、受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し、5年間に3回受験できることとされている。
- ・ もっとも、現在、多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとするを求めている。そもそも、受験回数制限制度において制限される回数については、3回とすることが必須であるというものではなく、その制度の趣旨に反しない限度であれば、受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し、これまでの司法試験の結果によれば、法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く、受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ、受験期間を維持するのであれば、この傾向に与える影響は大きくないとの指摘もあるので、更に検討する。また、受験期間と受験回数との差がない方が、受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく、全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断な

く受験することになるとの指摘もあるので、この点について、更に検討する。

さらに、受験回数制限を緩和し、受験期間内において司法試験を受験できることとしても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も相当数いることが想定されることからすれば、合格率の低下はそれほど大きくない、あるいは、累積合格率は低下しないとの指摘もあるので、この点について、更に検討する。

以上のとおり、受験回数制限制度については、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、本検討会議において更に検討することとする。

## (2) 方式・内容、合格基準・合格者決定

- 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。

### (問題の所在)

司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため、科目数等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もあり、方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について検討する必要がある。

### (検討結果)

法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第3の2(2)参照）ことから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており、司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し、試験科目の削減を行う（選択科目を廃止するなど。）ことなどを、本検討会議において更に検討する。

また、試験科目以外の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

## (3) 予備試験制度

- 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院

教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。

(問題の所在)

予備試験制度は、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる。

予備試験については、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきとの立場から、本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、何らかの受験資格制限を設けるべきとの指摘がある一方、予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減すべきであるとの指摘もあり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要がある。

(検討結果)

予備試験制度について、制限的にすべきとの立場は、予備試験制度が、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは、これまでの2回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

一方で、予備試験制度について、積極的に評価すべきとの立場は、予備試験制度が、法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり、法科大学院の時間的・経済的負担を考えると、予備試験制度について、法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても、重要な制度として位置付けるべきであるとする。

このように、予備試験制度については、様々な見方があるものの、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。

## 4 司法修習について

### (1) 法科大学院教育との連携

- 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

#### (問題の所在)

司法修習については、法科大学院における教育との有機的な連携の下に、法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められているところであり、法科大学院教育との連携の在り方について検討する必要がある。

#### (検討結果)

法科大学院教育と司法修習の役割分担について、法科大学院教育は、法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し、司法修習は、法科大学院における教育を前提とし、これと連携を図りながら、実務修習を中核とする実務に即した教育を行う課程と位置付けられる。

そのような役割分担を前提とし、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い、修習の効果を上げるために、司法研修所及び配属庁会において、修習の開始前後に導入的教育が実施されている。

司法修習生は、これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより、集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されており、法科大学院との連携に関する取組は相当程度効果を上げていていると考えられるが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

### (2) 司法修習の内容

- 司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

#### (問題の所在)

新しい時代の多様なニーズに則した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要がある。

#### (検討結果)

司法修習においては、多様化する法曹に対する社会的ニーズに応えるべく、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力を修得していくための指導が行われるとともに、選択型実務修習では、これまで、多岐にわたる分野で幅広く修習が実施されてきたところである。今後法曹が地方自治体など幅広い領域で活動することを更に促進するため、司法修習の段階でも、より多様な分野について知識、技能を修得する機会が設けられていることが望ま

しい。

その上で、司法修習は、新しい制度の下で修習期間が短縮されたことなどから、実務に即した教育を行う課程として、より密度の濃いものとするための工夫が求められており、その実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。



## 5 継続教育について

- 法曹となった者に対する継続教育の在り方について、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに、法科大学院においても、法曹資格取得後の継続教育について、必要な協力を行うことを検討すべきである。また、法科大学院には、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。

### (問題の所在)

法曹となった者に対する継続教育の在り方についても、検討する必要がある。

### (検討結果)

- ・ 法曹となった者に対する継続教育について、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進める必要があるとともに、法科大学院においても、法曹資格取得後の継続教育について、必要な協力を行うことを検討すべきである。
- ・ 法科大学院の在り方については、法曹有資格者の養成機関としての役割に加え、今後、制度全体の改善を図った上で、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹への継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される。



「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」  
に対して寄せられた意見の概要

## 前注

- 1 「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に関して意見募集をした結果、募集期間内に3, 119通の意見が寄せられた。
- 2 「この項目に関する意見数」欄には、寄せられた意見のうち、当該項目に関するものの通数を記載した。一通の中に複数項目に渡る意見が記載されているものがあることから、その合計は、上記1の合計通数とは一致しない。
- 3 「意見の概要」欄には、寄せられた意見のうち、その内容を踏まえ、適宜要約した上、とりまとめて記載した。その際、表現が異なっても同趣旨であると判断されるものは、同一の意見としてとりまとめた。「※」は、直前の意見に対する注記であり、「▼」は、直前の意見に関連する意見や理由である。

## 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。
- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案通処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

- ◎ 法曹有資格者の活動領域の拡大に賛成するものと反対するものがあり、それぞれについて、提言を含めた様々な意見があった。

《意見の例》

- 社会的弱者の需要に対応できる弁護士を増やす必要を感じる。そのためには、弁護士の人数を増やすことだけではなく、安定的に活動できる経済基盤と制度を整備すべき。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大に今後も積極的に取り組んでいくべきで、中間的とりまとめの方策で十分である。
- 法曹有資格者の拡大のためには、国や地方自治体がこれを積極的に採用すべきであるし、そのためには、採用試験の年齢の上限の引上げ、政策担当秘書への採用や、被疑者段階での国選弁護人選任の拡大等を検討すべきである。
- 法曹有資格者の活動領域を広げるためには、司法予算を大幅に拡充し、予算的裏付けを図ることが必要不可欠である。
- 司法制度改革審議会意見書が述べる「社会生活上の医師」としての法曹の役割を前提とすれば、更なる活動領域の拡大に向けた取組が必要であり、とりわけ、海外に展開する企業を法的に支援する弁護士の輩出が喫緊の課題である。この課題を解決するためには、法科大学院における人材教育を充実させ、関係機関が弁護士の海外展開を推進する仕組みの整備を早急に検討することが必要である。また、需給の均衡を図るには、関係機関・団体等が連携できる会合の常設といった取組が必要である。
- 全ての法曹有資格者が、弁護士登録をして弁護士事務所に所属する必要はないし、弁護士登録をして活動をするにも、営業努力をすることは不可欠であるから、こうした点について意識改革をすることが需要拡大のために求められる。
- 高齢化社会の進行に伴い、高齢者の成年後見制度の利用や権利保護について、これまでも、社会福祉士等との連携がされてきたが、このような福祉分野や、他にも教育分野においては、緊密な連携が必要である。また、低所得者層に対する法的サービスへの積極的な対応もすべきである。
- 非正規雇用者の拡大や職場環境の問題等により労働環境が悪化する中で、労働者の権利を守るには、法曹関係者の役割が大きいことから、労働分野で弁護士が積極的に関与できる制度の整備が必要である。
- 国際弁護士業務は、経済成長の帰すうに影響をもたらすものであり、世界中の弁護士と法律事務所が競争している分野であるのに、日本弁護士の進出は見られない。こうした人材の養成制度を整備することによって、進出を図ることが必要である。

- 法曹人口の増加に伴い、新人弁護士の初任給水準が低下し、新たな職域で雇用できる環境が整ってきたが、企業や行政等の分野で弁護士が活躍するには、弁護士が法律情報サービス産業化する必要があるのに、弁護士業界全体が法廷弁護士業務に固執していることが、職域拡大を阻んでいる。需要の顕在化のためには、法科大学院における育成制度の充実や、企業在職のまま司法修習ができるようにすること、組織内弁護士に対する弁護士会費の低額化又は免除、公益活動義務の柔軟化などの施策が必要である。
- 活動領域の拡大を謳いながら、現行司法試験科目に英語が含まれていない点が誤っている。
- 弁護士に相談することは、一般市民にとって大きな壁がある。無料又は安価な法律相談の場を多数設け、そうした壁を解消する努力がまず必要である。
- 中間的とりまとめが指摘する活動領域は、法曹資格を必要とするものとは必ずしもいい難いから、法曹有資格者ではなく、法科大学院卒業生の活動領域の拡大の問題として論じるべきである。
- 法曹有資格者の活動領域については、具体的な検証がなく、需要拡大の期待だけを述べるもので無責任。たとえば、企業法務部が期待する能力（契約作成や交渉能力、社員研修、海外合弁会社の設立など）は、大学卒業者を1～2年鍛えて一人前に育てているが、法科大学院の教育や司法修習にそのような研修を期待できない。他方、一部に、消費者、福祉、矯正分野などで、弁護士の助力が十分得られていないとの指摘があるところ、連携不足の問題があるのは事実であるが、連携を強化したとしても、弁護士の需要が大幅に増えるとは考えられない。
- 「法曹」でなく「法曹有資格者」（司法試験合格者）の活動領域拡大を議論することは、議論のすり替えであって相当でない。具体的な検討内容を見ても、企業、国家公務員、地方自治体、再犯防止及び海外展開の各分野において、法曹有資格者に対する一定以上のニーズはなく、現実性を欠いている。
- 企業、国家公務員、地方自治体、再犯防止及び海外展開の各分野は、そもそも必ずしも法曹の活躍が必要な分野でない。
- 弁護士の供給が飽和状態にあるのに、需要が増大していないことからすれば、弁護士に対するニーズがないことは明らかである。
- 供給側の一方的な視点でのみ書かれている。需要創出の障害となっている事由について調査を行うべきである。例えば、弁護士会活動に伴う時間的・経済的負担があることは、企業による採用にとって問題であると考えられる。また、海外展開は日本弁護士の国際化のみでは達成し得ない。法曹業界全体が外国に門戸を開き、法科大学院が外国人留学生をより受け入れ、卒業後も日本で法律業務ができる資格が与えられる仕組み等を検討すべきではないか。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大のためには、裁判所機能の充実、及び法律扶助や

弁護士費用保険の拡充が必要である。

- いずれの記載も具体性を欠いている。法曹有資格者の活動領域が広がっていくとする点について、数的根拠を示すべきである。
- 中小企業の経営者にとっては、採用する法曹有資格者に対して高い給料を払うとか、特別の業務を与えなければ行けないのかと疑問に思うことがある上、企業の業績に見合った働きをしてくれるか否かはっきりしないことから、法曹有資格者を採用することはハードルが高いと考えている。
- 法曹といわれる弁護士以外にも、司法書士や税理士、弁理士、社会保険労務士、公証人等の法律関係の職種や、法学部卒業生が存在しているから、こうしたことを考えずに弁護士の活動領域の拡大のための需要を作り出す必要はない。
- 弁護士の職域拡大の前に、裁判官や検察官の採用を拡大すべきである。
- 弁護士の増加に伴い、示談代行権限や遺言信託に伴う遺言関係の法律問題について、弁護士のみがこれを取り扱うこととするよう法律を改正すべきである。
- 法曹有資格者が、暴力団等の反社会的勢力に加担することがないように留意する必要がある。
- 法曹有資格者を弁護士業界で吸収するのは限界であるから、裁判所及び検察庁において、簡易裁判所判事制度及び副検事制度を判事補や検事に統合した上、吸収すべきである。



## 第2 今後の法曹人口の在り方

### ▼中間的とりまとめの要旨

- 社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。
- 今後の法曹人口の在り方については，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要がある。

### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 964 通

- ◎ 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を堅持すべきという意見がある一方で，この目標の堅持が現実的でないとした点を評価する意見があった。後者の意見は，具体的な数値を示さないことを評価するものと，評価せず，具体的な数値を示したものが主に見られた。

#### 《意見の例》

- 法曹需要が頭打ちであるという現状認識が正しいかについては疑問がある。日本では弁護士一人当たりの国民数が先進諸国と比較して依然として多いし，企業法務を中心に，法務需要が満たされていないという声は今日でも根強い。法曹人口を増加させなければ，職域拡大は困難であるし，規制緩和後の事後救済体制の整備もできない。他方，就職難は普通に起こる経済現象であり，弁護士についてのみこれを問題視すること自体が制度設計を歪め得る。したがって，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標は堅持すべきである。
- 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標は，法曹養成制度が安定し，法曹有資格者の職域拡大が進展するなどといった条件や環境が整った段階で最終的に実現すべき目標として今後も維持すべきであるが，当面の間の合格者数については，現在の年間の合格者数を基礎としつつ，状況の変

更に対応して、それを調整する基本的な考え方を示す必要がある。

- いかなる業界においても、研さんによってこそ質の確保が図られるべきであり、入口においてこれを図るには無理があるから、必要以上に難度の高い参入障壁を設けることには反対である。したがって、司法試験合格者数の削減には反対である。
- 現時点では、ほぼ全ての弁護士が総合的な弁護士であって、専門的な弁護士が少ないから、専門分野に特化した弁護士が全国に行き渡るようにするためには、今後も合格者数を漸増させるべきである。また、参入障壁を高めると、弁護士資格取得後の競争がなされず、業界全体の質が高まらないから、この点においても、司法試験の年間合格者数は増加させるべきである。
- 現行の司法試験には、旧司法試験のように、いわゆる記念受験者数が多いことも相俟って合格率が低下するという事情はないから、司法試験の年間合格者数を減少させると、合格率が低下し、法曹需要を開拓しようとする者の参入を阻害してしまうおそれがある。また、旧司法試験において、合格者数増加に伴う受験者数が飛躍的に増加していったことから明らかであるように、合格者数を減少させると、志願者数も減少するおそれがある。こうしたことから、司法試験の年間合格者数は増加させるべきである。
- 最近10年間で中国及び韓国が法曹人口を急増させているのに、日本がそうしなければ、欧米諸国のみならず、これらの国からも大幅に後れを取ることになり、例えば、TPP交渉において、法的思考ができる相手国担当者に勝てず、日本に有利な交渉ができなくなる。
- 企業法務や公務員といった新たな職域に対する広がりが見えつつあるから、司法試験の年間合格者数を増加させる方針は維持すべきである。合格者数の目標値については、当面2,100人程度を目途とし、徐々に増加させるといった具体的な目標設定が必要である。
- 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くとすることはやむを得ないが、その目標が実現できなかった原因を検証することが必要である。また、引き続き法曹人口が充実するよう取り組むべきであり、特に地方の中小都市のいわゆる司法過疎が解消するように積極的に取り組むべきである。
- 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くとすることに賛成であり、司法試験は法曹として活動できるか否かを判定する試験であるから、そうした質が確保されているか否かで合格者数を定めるべきである。
- (司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くとすることには賛成であるが) 司法試験に合格し、司法修習を終了しても弁護士として働ける見通しが立たず、供給過多になっている

といった現状を踏まえれば、司法試験の年間合格者数を当面1,500人以下とすべきである。

この点については、上記のほか、あるべき合格者数につき、次の意見がある。

- ▼ 1,200人とすべき, 1,000人とすべき, 800人とすべき, 500人とすべき, 100人とすべきとする各意見(特定の数値「程度」「以下」とする意見を含む。),
  - ▼ 500人から1,000人までの間とすべき, 750人から1,500人までの間とすべきとする各意見その他上記の各人数を上限又は下限とする意見
  - ▼ 数値は示さないが減少させるべきことを述べる意見
- 利用者からすれば、弁護士にたどり着きさえすれば能力を疑うことなく安心して依頼できる質の確保が重要である。弁護士の質を確保するためには、法曹志願者を多く確保する必要があるが、弁護士が就職難であると、志願者を確保できない。したがって、司法試験の年間合格者数を現状よりもかなり減少させる必要がある。
  - 弁護士の就職難に伴い、これを補佐する事務職員の労働環境も悪化している。弁護士と同様の高い倫理観や高い法律事務の技能を求められることに見合った労働環境を維持するため、これ以上の弁護士増員はすべきでない。
  - 法曹需要が今後も増加することを前提としている司法試験の現在の年間合格者数は、大幅な削減が必要であるが、今後のあるべき合格者数については、実需に基づく経済予測を前提とし、これを別の会議体において検討すべきである。
  - 司法修習を前提として、予算や施設の許容範囲から逆算して法曹人口を定めるべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 1 法曹養成制度の理念と現状

##### (1) プロセスとしての法曹養成

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。
- 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 629 通

◎ 「プロセス」としての法曹養成という考え方自体について賛成及び意見があったほか、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることについて、次のような意見があった。

- 法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることに賛成するもの。
- 法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることをやめるべきとするもの。
  - ▼ これに加えて、法科大学院修了者を司法試験受験において優遇することとするもの。
  - ▼ これに加えて、司法試験受験資格要件を、大学の教養課程の修了や、同学部修了、4年制大学で法学部系の学科目について一定数以上の単位取得者などとするもの。
- 法科大学院制度を廃止すべきとするもの。

#### 《意見の例》

- 法科大学院教育は、司法試験科目だけでなく、基礎・隣接科目や多様な実務科目等によって、自分の頭で考えられる良き法曹を生み出す教育を本来目指している。したがって、「一点」である司法試験の合格率だけでなく、新しい法曹養成機関である法科大学院本来の教育内容を生かす方向で、制度を構築するのがあるべき姿で

ある。

- 法科大学院は、医学部と対比して考えることができるところ、医学部においては、優秀な学生であれば早期に医師国家試験に合格する可能性もあるのに、6年間の医学教育を経た学生にのみ、その受験資格が得られていることに照らすと、法科大学院もプロセスとしての法曹教育機関という理念を全うすべきであり、その終了者にこそ司法試験受験資格を与えなければならない。
- 法科大学院修了を司法試験受験資格要件とする制度は維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上について、法科大学院の統廃合その他の何らかの方策を採るべきである。
- (本来であれば、制度として誤っている法科大学院制度そのものを廃止すべきであるが、仮に法科大学院を存続させるなら) 司法試験受験資格要件を法学部卒業のみとし、法科大学院修了をこの要件から外すべきである。
- 法科大学院制度は、多額の経費と時間を要するものとして、実質的に破綻しており、法曹志願者の質の向上に資するどころか、かえって法科大学院の存在自体が多くの法曹志願者を敬遠させ、法曹志願者の質の低下を招いているのみならず、法学部の人気低下や法学部教育の希薄化をも招いているから、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることは直ちに廃止すべきである。
- 法科大学院通学に伴う経済的負担は、従前も、いわゆる司法試験予備校に安くない金銭をつぎ込んで合格している者も少なくないことからすれば、奨学金の充実等が図られる限り、法科大学院固有の問題ではない。また、法科大学院で行われている実務的視野も意識した教育や、幅広い法分野を3年間学べるという利点を考慮すれば、古参法曹よりもはるかによい法曹を生み出し得るから、法科大学院においては、教育の質の拡充が行われることを期待し、結論として、法科大学院制度を前提とする法曹養成制度を構築することに賛成する。
- 法科大学院制度によって、法曹志願者は司法試験の受験準備を超えて、法を体系的に、深く学ぶようになった上、実務における法運用と法曹の役割を強く意識して学ぶようになった。こうしたことから、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持する方針を示したことに賛成する。
- 法科大学院制度は、多様なバックグラウンドを持ち、意欲があり、コミュニケーション能力などに優れた人材を多数輩出することを可能とする制度であり、一定の成果を上げ、多くの実務家が自ら後進の育成に関与することとなった意義も大きい。他方、法科大学院の乱立による司法試験合格率の低迷や教育の質の格差拡大という懸念が生じており、法曹人口の急増による司法修習生の就職難も生じているから、法科大学院の組織見直し等を行うのが喫緊の課題である。したがって、中間的とりまとめは評価できる。
- 考え方には賛成するが、教育体制が十分でない法科大学院とは、結局のところ、

司法試験の合格率が低いことを意味するように思われる。実務教育に力を入れている理念に忠実な法科大学院が、司法試験対策に力を入れる法科大学院に評価で劣ることがあるなら、それは法科大学院制度のそもそもの矛盾であることに留意する必要がある。

- 仮に法科大学院におけるプロセスを経た教育がすばらしいものであれば、受験機関・回数制限内で司法試験に合格しなかった者であっても企業から引く手あまたのはずであり、予備試験の出願者が法科大学院適性試験の出願者を大幅に上回るはずはないし、予備試験合格者の司法試験合格率が法科大学院修了者のそれと上回ることもないはずである。しかし、現実には、適性試験出願者が当初から8～9割減少し、学部在学中に予備試験に合格しなければ法曹になることは諦める意思を表明する学生もいるなどしており、法科大学院は国民から支持されていない。そうであるにもかかわらず、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることは、取りやめるべきである。
- 法科大学院を経なければ司法試験を受けられない制度は、職業選択の自由を定めた憲法に違反しており、法科大学院への入学を強制されることには国民の大多数が反対しているから、廃止し、旧来の制度に戻すべきである。
- 最近の法曹の質の低下は目を覆うばかりであり、一般論として、法科大学院における法曹教育は失敗であるといわざるを得ない。したがって、法科大学院の廃止は困難であろうが、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめてもらいたい。

※ 法曹の質の低下を示すものとして、自ら雇い入れた弁護士が、実体法に関する基本的知識が欠けており、相談者からの質問にまともに答えることができず、いわれたことしかできないといった問題点を挙げたものなどがある。

- 日本の司法制度は欧米のそれと程度の差こそあれ異なっており、例えばアメリカにおいても法曹の需要が減少し、ロースクールの志願者が大幅に減少しているところ、日本の法律は基本的に欧米の制度や理論を組み合わせたものにすぎず、国際的な競争力を持っていない。そうすると、日本の立法及び司法制度や社会経済の実態等が変わらない限り、弁護士の需要が大幅に増加することはないが、そのような変化は直ちに起こらないのであって、かかる時間と費用を下げなければ志願者が減るのみである。したがって、法曹志願者に早めに司法試験を受験させる制度とするため、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめてもらいたい。
- 法曹になるには一定程度の知識が必要であり、その知識を前提として、事例を通じて実務的な事柄を学んでいくべきものである。しかし、医学部における付属病院のように法科大学院に法律事務所を併設するなどし、その事務所で実務に触れている者が教育に携わることとするのであればともかく、法科大学院の教員は、司法試験に合格していない者が大半である。そのような者が実務教育を担えるはずがない。

したがって、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめてもらいたい。

- 中間的とりまとめにおいては、新制度により多くの有為な人材が法曹として活躍するに至っているとしているが、旧司法試験下でも多様なバックグラウンドを持つ人材が、現行司法試験と同等以上の割合で合格していた。また、現行制度は、大学（学部）、法科大学院及び司法修習を合わせると、法曹になるまでに合計9年近くを要する制度であるところ、例えば、社会人の多くは残業等があり、働きながら法科大学院に通うのは極めて困難であるから、新制度は、むしろ、多様性を喪失させる制度であって、司法制度改革審議会意見書の掲げる理念に反する。したがって、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめるべきである。
- 現状では、いわゆる上位の法科大学院と下位の法科大学院では、学生の水準や授業内容が全く異なっているにもかかわらず、法科大学院の修了が司法試験受験資格要件とすることは、正当化できない。
- 法科大学院制度自体を（即時に若しくは中長期的に見て、又は暫定的に）廃止すべきである。

#### 時期等について

- ▼ 即時とするもの、中長期的に見てとするもの、5年後とするもの。
- ▼ 暫定的に行うべきとするもの

#### 理由として掲げられている主なもの

- ▼ 法科大学院は、司法試験にも実務にも、あまりにも役に立っていない。
- ▼ 学者のエゴから誕生した制度であり、予備試験及び適性試験の出願者数ないし法科大学院入学者数から明らかであるように、旧司法試験制度が支持され、法科大学院制度は支持されていない（法科大学院制度の存続を前提とする議論を未だにしている時点で、問題は既に破綻している。法科大学院を受験せざるを得ない犠牲者をこれ以上増やすべきでない。）。
- ▼ 法曹に対する需要はなく、法曹人口を拡大する必要がない上、法科大学院は国費浪費の象徴といえる。
- ▼ 法科大学院制度は実質的に破綻しており、法曹志願者の質の向上に資するどころか、かえって法科大学院の存在自体が多くの法曹志願者を実際に志願することから敬遠させ、質の低下を招いている。
- ▼ 司法試験のための勉強は独学のできるものであるから、そのための教育に国費を費やす必要はない。
- ▼ 法科大学院は、法曹有資格者に対する需要に比して、学生から高い授業料を徴収し、大半の卒業生を借金地獄に陥らせるという、極めて残酷な制度になっている。
- ▼ 旧司法試験制度の方が、試験の公平性の面からも、はるかに多様で優秀な人

材に対し、法曹になる機会を与えていたことが明らかである。

- ▼ 国に諸悪の根源があるのに、自己の非を一切考慮することなく、制度の弊害を全て受験生だけに押しつけて問題を乗り切ろうとしている。
  - ▼ 法科大学院を改善するための期間は、我が国には存在しない。
  - ▼ 司法試験の合格に必要なことは、いかに法科大学院の課題をこなす時間を削り、独力で司法試験のための勉強時間を捻出することにある。法科大学院の講義等では、判例や通説といった基礎をおさなりに、学者の立場から少数説等を深めていく傾向が強いものも多く、法曹実務家登用試験である司法試験に合格する基礎力がつくわけがないのであって、法科大学院は、実務家を養成するための司法試験予備校にすらなり得ておらず、これを改革なく残しておくことは、有害である。
- 医学部や薬学部のように、法科大学院を法学部の一学科とし、六法を徹底的に教育することとすべきである。
  - （法科大学院修了を司法試験受験資格要件としないことを前提に）修了に必要な単位数を2年間で30単位程度に削減し、実務的な研究活動に専念できる専門職大学院とすべきである。
  - 和田吉弘委員が提唱した法曹養成学部案を基本的に支持する。



### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 1 法曹養成制度の理念と現状

#### (2) 法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法曹志願者の減少は，司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく，全体としての司法試験合格率は高くなっておらず，また，司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で，法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから，法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また，このことは，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。
- 上記要因を可能な限り解消して，法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため，法曹としての質の維持に留意しつつ，個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 188 通

- ◎ 中間的とりまとめについて賛成する意見もあった一方，法曹志願者が減少した要因について，修習資金の貸与制への移行等の別の要因を掲げるべきであるとする意見もあった。また，法曹養成期間全体の短縮についても，賛成及び反対の意見が見られた。

#### 《意見の例》

- 中間的とりまとめについて賛成の意を表明するもの。
- 中間的とりまとめが指摘する法曹志願者が減少した要因に加え，修習資金の給費制から貸与制への移行を加えるべきである。上記要因を可能な限り解消して法曹志願者の増加や多様性を図るため，具体的な方策を講ずる必要があるとしていることは評価できるが，特に法科大学院における時間的・経済的負担を軽減するために，法学部を含めた養成期間の短縮等についても検討がなされるべきである。
- 法曹志願者の急激な減少は，司法修習修了後の就職状況が極めて厳しい上，法科大学院における時間的・経済的負担が極めて重く（※），法科大学院を修了しても経済的に見合わない，すなわち，ハイリスクローリターンとなっていることが主な原因である。司法試験の合格率は，極端に低くなければ，法曹を志願することを回

避する要因にならない。このことは、旧司法試験においても合格率が低いにもかかわらず志願者数が少なくなかったことや、医学部受験においても同様であることから明らかであって、司法試験の合格率のみを上昇させても、志願者の回復は望めない。

※ 本文記載の要素のほか、次のことを指摘する意見もある。

- ▼ 社会人にとっては、仕事を辞めてそれまでのキャリアを中断させるか、法科大学院に入ることを諦めるかの二者択一を事実上求められていること。
- ▼ 景気の回復が見られず、法曹の需要が増えないこと。
- ▼ 本文記載の要素のほか、司法修習において修習資金が貸与制となっていること。
- ▼ 本文記載の要素のほか、司法修習後に弁護士事務所に入所し、職業過程における研さん（オン・ザ・ジョブ・トレーニング〔OJT〕）を積む機会が持てない者が大幅に増加していること。

- 志願者が減少している原因の一つは、苦勞して取得した法務博士という学位が現実社会において何の役にも立っていないことにある。
- 法科大学院制度を機能させるためには、社会人が法科大学院を経て法曹として社会に貢献できる環境を整備し、そのような環境を整備していると評価できる法科大学院を司法試験の合格率や定員充足率などの計数的要素のみを基準とすることなく、維持することが必要である。
- （法科大学院制度を維持するのであれば）入学可能年齢を例えば大学3年次相当から入学可能とする（その場合、法科大学院卒業時に大学卒業も認定する。）などの方法により、22歳（通常の4年制大学卒業年齢）までに資格試験に合格が可能な制度にすべきである。
- 企業へのスムーズな卒業生の受け入れのために、「法科大学院」を、大学学部からの5年一貫教育に取り込み、統合すべきである。
- 飛び入学などを充実させることは、逆にプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねるものであることに留意する必要がある。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 1 法曹養成制度の理念と現状

#### (3) 法曹養成課程における経済的支援

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。
- 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 2,421 通

- ◎ 法科大学院生に対する経済的支援策については、現状で充実しているとするものと、更なる充実を求めるものが主にあった。

司法修習生に対する経済的支援策については、修習資金の給費制（一部給費制を含む。）の実現を求める意見があった一方、貸与制はやむを得ないが、修習専念義務の緩和を求めるものなどが見られた。

#### 《意見の例》

- 法科大学院生に対する経済的支援策は、奨学金制度や授業料の減免制度等が充実しているから、現状のままで足りる。
- 法科大学院生に対する経済的支援策を今後更に充実させていくべきである。
- 司法修習生に対する給費制を復活させるべきである（一部給費を求める意見、給費制と貸与制とを組み合わせるべきとする意見もある。）。

#### 理由の例

- ▼ 法曹三者は、いずれも司法権を担う者として、公益的意義を有するのであるから、国において、ふさわしい資質を備えた者を、公費をもって養成する必要がある。
- ▼ 司法修習生は、最高裁判所の監督の下、公務員に準じる立場にあり、かつ、

労働と同様のことをするよう求められているのであるから、民間企業における研修と同様に、研修に関わる費用を司法修習生に対して支払うべきである。

- ▼ 弁護士が収入が減少し、就職できない者もいる状況では、高額な貸与金を返済することは困難であり、経済的な不安を抱える者に対して、事実上法曹になることを諦めさせる結果となってしまう。
- ▼ 貸与制を継続すれば、司法修習を受けられるのは、裕福な親などから援助を受けられる者や、自己に相当額の貯蓄があった者など、経済的に余裕がある者に限られてしまう。
- ▼ 弁護士には、弱者救済の使命があるが、自らの生活が成り立たなければ、そうした使命を果たすだけの精神的・現実的な余裕は生まれない。
- ▼ 給費制を廃止する理由には、合格者を3,000人程度に増加させる前提があったが、実現していないから、その前提を欠いており、給費制を廃止する理由がなくなっている。
- ▼ 司法修習生には修習専念義務が課され、自ら収入を得ることができないのであるから、国が生活資金を提供する形での経済的支援が必要である。この点については、修習専念義務を解除しても、この点についての抜本的な解決にならない。
- ▼ 新64期司法修習生まで給費制であったのに、これを改める合理的理由がなく、新65期以降の司法修習生と新64期までの司法修習生との間に公平性がない。
- ▼ 法科大学院に対する補助金の削減等をすれば、予算の捻出は可能である。

● **司法修習生に対する現行貸与制を維持すべきである。**

**理由の例**

- ▼ 給費制が望ましいが、予算等の関係で困難であれば、貸与制もやむを得ない。特に、実質的に返済期間15年間、無利息で300万円程度が借りられるのは、恵まれた融資条件である。他方、法曹の社会的意義から、国が面倒を見るべきだという主張は、法曹以外の職業に対して失礼であり、こうした議論は、世間一般に広く受け入れられない。

● **司法修習生に対する現行貸与制を維持するのであれば、修習専念義務を緩和し、いわゆるアルバイトをすることを認めたり、職を有したまま司法修習を受けられるようにすべきである。**

**理由の例**

- ▼ 貸与制を前提としながら、公務員と同等の専念義務を課すことは、違憲の疑いさえある。
- ▼ 給費制に戻ることが財政的に不可能であれば、端的に、雇用との互換性や雇用との両立を認めるべきである。

- 修習専念義務を緩和することは、昼は修習，夜はアルバイト等をせよというに等しいところ，司法修習期間が1年しかなく，期間短縮分の教育を法科大学院が代替したといえるか疑問があるにもかかわらず，専念義務のみを緩和すれば，法曹の質の低下が避けられないことは明らかであって，到底認めるべきでない。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 2 法科大学院について

##### (1) 教育の質の向上, 定員・設置数, 認証評価

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。
- 司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。
- 個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような課題のある法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。
- 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。
- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。
- このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。

- ◎ 総論・教育の質，定員や統廃合，地域適正配置等の問題について，幅広い意見が寄せられた。

《意見の例》

(総論・教育の質)

- 法科大学院は，上位10～20校以外を全て統廃合すべきである。社会人や地方在住者等には，通信制を設けたり，予備試験の枠を大幅に広げることで対応すべきである。また，司法試験に合格しなかった者に対するアフターケアを充実させるべきである。
- 法科大学院の教育の質が旧司法試験制度時代と比較してどのようなものであるかについて，客観的に検証されているとはいえない。
- 法曹人口を限定する一方で司法試験合格率の上昇を謳うのであれば，結局は法科大学院の削減が必要であり，法科大学院に入るまでの学習が實際上法曹資格の取得を決定づけることになり，プロセスとしての法科大学院の意義が大きく損なわれるのではないか。
- 法科大学院の教育においては，学問的研さんも重要であるが，実務家として活躍するための養成施設であることからすれば，答案作成ないし起案の指導等についても積極的に行われるようにしなければいけないのではないか。また，実務家教員は，実務の内容を踏まえた指導をすることを求められているのであるから，教員になるための要件，特に学問的な要件を緩和すべきではないか。
- 専門職大学院設置基準によれば，法科大学院の実務家教員の比率は，専任教員全体のおおむね2割以上とされているが，よりその割合を増大させるべきである。
- 基礎的な事項は原則として実務家教員が教えるべきであり，研究者教員は先端科目を教えるべきである。
- 法科大学院の教員は，司法試験合格者のみに限るべきである。
- 成文法国家である我が国において，ソクラティックメソッド等の双方向の議論を重視した教育は，法曹養成課程として合理性がない。
- 法科大学院において，ソクラティックメソッドを活かす水準に至る程度には，教員も学生も慣れていないのであるから，これを廃して問題はない一方，在職のまま法科大学院を修了することができるようにするため，基本法律科目の講義はDVDやインターネット配信等によって行い，定期試験や実務基礎科目やローヤリングを，土曜，日曜又は祝日に学校等で行うこととすべきである。
- 法的な問題について文章で表現することは，法曹にとって最も重要な能力であるから，法科大学院においては，文章表現に関する添削指導を充実させるべきである。

- 法曹養成教育は、事実認定と法適用の二面において充実してものである必要があり、そのためには、教員が、実務法曹に必要な力を把握して自らも実践できるようにした上、指導能力に長け、正しく添削等を行うことができる者である必要がある。
- 教育の質を確保するため、法科大学院の定員やクラス定員等の教育上の適正規模を具体的に提示すべきである。
- 優秀な学生を集めるためには、単年の合格率を7割程度とすべきである。これを実現するため、法科大学院を統廃合して入学者を減らし、入学時の競争を起こさせるべきである。もっとも、その際、地方法科大学院を残すべきであるという意見は相当でない。
- 法科大学院の修了認定基準を平準化した上、大量の起案をさせて基礎力をつけさせるべきである。
- 座学で学習した理論と技能を学生が実務環境において実践することによって、理論の理解と技能の修得が深まるものであって、大きな効果があるから、リーガル・クリニックやエクスターンシップ、模擬裁判その他のシミュレーションなどの臨床系科目群を法科大学院に必ず設けることとし、これを、選択必修制とするなどの方法によって、より重要なものと位置付けるべきである。
- 法科大学院制度の存続を前提とすれば、予備校の講師を呼んで、大学教授に対し、わかりやすい授業の仕方を講義してもらう、法科大学院の教員になるには、司法試験合格が必要なこととする、法科大学院における学習指導要領のようなものを作る、学生、卒業生、他の教員及び法曹三者による授業評価によって、不良教員を明らかにする仕組みを構築するといった方策が必要である。
- 各法科大学院が協力し、教育方法の相互導入や、教員の派遣講義を増やすべきである。
- 法科大学院を評価するに当たり、司法試験の合格率や合格者数の評価基準としての比重を下げるべきである。
- 内容は基本的に正しいが、実行方法を記載して欲しい。また、法科大学院の自主的対応に任せる方針は採るべきでなく、法科大学院卒業者に対するアフターケアの充実も必要である。

(定員、統廃合)

- 法科大学院は、大幅に削減すべきである。
- 法曹養成においては、法科大学院の定員を削減することが急務である。
- 法科大学院の定員は、(司法試験の年間合格者数を1,500人とすることを前提として)2,000人程度が適切である。
- 法曹の質の向上のためには、司法試験受験者数を拡大する必要があるから、法科大学院の定員を減少させるべきでない。そこで、修了者のうち相当程度(例えば約



7～8割)が司法試験に合格できるように充実した教育を行うという目標は撤廃し、それに替えて、司法試験不合格者の取り込みを狙う法科大学院の教育内容の多様化を推進すべきである。

- 定員の少ない法科大学院の方が、定員の多いそれよりも教員との距離が近く、入学者に社会人経験者や他学部出身者が多いことから、コミュニケーション能力を始めとする法曹として必須の能力の向上を図るには優れている。こうしたことからすれば、司法試験合格率を基準に定員を削減することは問題ではないか。
  - 法科大学院においては、法学部時代よりも格段に理解しやすい講義が行われていたと思うが、指導力を備えた法学教授や実務家教員の数は少ないことから、あまねく指導力を備えた教員から学生が指導を受け得るようにするために、また、まともに討論ができるグループ又はゼミを友人同士で多数作ることができるようにするために、国公立法科大学院において全国的分布を考慮しつつ、10ないし15校程度の拠点校に絞られるまで、法科大学院の統廃合を進めるべきである。
  - 司法試験合格率が一定程度(例えば、40%)に満たない法科大学院は、廃止すべきである。
  - 中間的とりまとめの指摘には基本的に賛成である。ただし、法科大学院の定員削減、統廃合などの組織見直しは、各法科大学院の自主的な判断によるべきである。
  - 法科大学院統廃合は反対であるが、連合大学院の活用等により、立地を工夫すべきである。
  - 各法科大学院の定員につき、医学部と同程度、1学年100人未満の上限を設けるべきである。
  - 「教育力」を備えない法科大学院に統廃合や定員削減を求めておきながら、その司法試験合格率や定員充足率をもって「教育力」の評価基準とする一面的な見方をしている結果、法科大学院の教育力と無関係に、従前の大学受験における評価の下で法科大学院の序列化が進行しているという問題がある。この問題を解消するには、大規模校の定員を100人まで一律に削減し、法科大学院をグループに分けて入学試験を実施するなどの具体的方策をとるべきである。
  - 法科大学院修了者に司法試験受験資格を与える制度を維持する以上、法科大学院修了者の司法試験合格率向上は喫緊の課題であり、そのためには、法科大学院における教育の質の向上のための取組のほか、法科大学院の定員削減及び統廃合を図るべきである。こうした組織上の見直しを自主的な方策に委ねることはもはや限界であり、公的に(※)、連携強化や改組転換等を促すなど、積極的な改善策を早急に押し進め、認証評価による適格認定の厳格化を図るべきである。
- ※ 法令の制定による措置とすべきという意見もある。
- 「約7～8割」という数値の例示は、当面の間の司法試験の年間合格者数について一定の数値目標が示されない限り、これを掲げる意味が希薄である上、司法試験

合格率が採り上げられることにより、法科大学院志願者の減少を助長することになりかねない等の問題がある。また、課題を抱える法科大学院については、教育の質の向上に向けた取組の成果を早急に示す必要があり、それができなければ、定員削減や統廃合等を更に促進する必要があるという中間的とりまとめの指摘を重く受け止めなければならない。もっとも、法的措置を設けることについては、大学の自主性を十分に尊重すべきであるし、裁判官や検察官等の派遣等の人的支援の見直しについては、在学生に対する教育機会の確保などの観点から、慎重な配慮が必要であると考えられる。

- 定員削減や統廃合によって定員を強制的に規制することは、大学の自治との問題が生じる上、仮にそれによって法科大学院修了者の司法試験の高合格率が実現しても、法科大学院教育の成果でもなければ、法曹の質を確保するものでもない結果となるから、反対である。
- 会計大学院数と比較して考えると、法科大学院数は多いから、定員が過大な学校は定員を減少させ、かつ、高齢の教授の割合が多く、合格率や合格者数が一定値未満であり、経営者及び教授等が法科大学院の理念に沿っていない法科大学院は強制的に閉校させるべきである。
- 法科大学院全体の定員数と司法試験合格者数との不整合を定員削減によって解消することを短期的に実現すべき課題とし、その実行年度を明示すべきであり、その手段としては、法科大学院の一律定員削減その他の形式的な基準によることとすべきである。
- 認証評価についても、一定程度の見直し又は廃止を検討すべきである。

#### (配置・地方、規模)

- 地方法科大学院及び夜間法科大学院は、法曹の多様性の確保に重要な役割を担っている。また、地方法科大学院は、司法過疎の解消や地域司法の充実・発展、地方分権を担える人材育成に貢献しているから、これらの法科大学院を公的支援の見直しの対象とすることは適切でなく、財政面や人事面での支援等の積極的取組が必要である。したがって、地域適正配置の理念に照らして存続が必要な地方法科大学院や、夜間法科大学院に対しては、適正な公的支援を行うべきである。
- 都市部に存在する大規模校や中規模校においては、地方法科大学院の教員と学生の質が確保できなくなる事態を回避するため、定員の上限を定めることにより、大規模校や中規模校全体の定員削減を図るべきである。
- 法科大学院は、全国に適正に配置することを重視すべきである。
- 法科大学院の定員の適正化及び統廃合はある程度必要であるが、大規模校のみの寡占状態となれば、教育の多様性が失われるから、特徴ある良質の教育を行う法科大学院は、仮に司法試験合格率に関わらず、存続させるべきである。

- 地方の者は、一般に、高い学力を有する者が多い一方で所得が低く、学費の他に生活費を負担できる者が少ないから、法科大学院は各県に最低1校を維持することで、地方の者も法曹となる道を確保すべきである。
- 小規模法科大学院における財政的支援や人的支援の見直し等の措置は、向後数年間の状況を見てから判断すべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 2 法科大学院について

##### (2) 法学未修者の教育

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討すべきである。
- 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討すべきである。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 96 通

- ◎ 未修者に対する教育全般について幅広い意見が寄せられた。また、共通到達度確認試験（仮称）の導入については、賛成するものや、慎重な検討を要するとするもの、反対するものが見られた。

#### 《意見の例》

- 1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みを取る等の改善策を採るべきである。
- 「共通到達度確認試験（仮称）」は、未修者が自らの到達度を知り、学習の在り方を顧みるための指針としても重要な意義を有することなどからすれば、導入に向けた検討を進めることが適当であるが、未修者から、法曹養成のための専門教育を3年の標準修業年限内で段階的に履修する機会を不当に奪うことにならないよう十分に配慮する必要がある。
- 「共通到達度確認試験（仮称）」が定着して信頼性が高まったときには、それと司法試験の短答式試験の替わりとする構想も検討に値する。
- 2年次から3年次への進級の際にも到達度判定の仕組みの導入を検討すべきとされているが、どの程度の水準の試験を実施することが想定されているのか判然としないことなどから、その導入の可否及び内容については、慎重な検討が必要である。
- 未修者に対して試験を導入するなどして客観的かつ厳格に進級判定が行われると、

未修者のうち多数が留年等をするおそれが増大し、その結果、授業料負担や中退によるリスクが増大することから、未修者が法科大学院に入学するインセンティブを削ぐおそれがある。

- 未修者コースは、3年間で司法試験に合格する水準にまで教育すること自体に無理があることから、廃止すべきである。また、「共通到達度確認試験（仮称）」は、法学部卒業時の試験として導入し、法学部教育の質の確保を図るべきである。
- 「共通到達度確認試験（仮称）」は必要であろうが、結局、司法試験を複数回受験するのと同じようにも思われる。そうであれば、旧司法試験のように、試験の回数が1回である方が、受験生にとって精神的・経済的負担が軽いのではないか。
- 現在においても、健全に機能している法科大学院であれば、期末試験等によって到達度の確認を行うことができるし、各法科大学院には教育上の独自の理念があり、共通試験の導入によって教育課程に混乱を生じさせるおそれがあることからすれば、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入には慎重であるべきである。
- 現在の未修者コースは、1年時から全員に、司法試験では選択科目の1つである国際法が必修科目とされるなどしており、法律基礎科目の講義に十分な時間が割り当てられないまま、年次が進むに従い、先端的、実務的科目が多く開講され、法律基礎科目の充実を図る課程になっていないとも感じた。また、講義内容も、教員の研究テーマを取扱もの等が見られ、何が基礎として重要であるかも判断できないいわゆる純粋未修者にとっては、必ずしも司法試験に必要な講義の準備に貴重な時間を割かれていた。仮に「共通到達度確認試験（仮称）」のような全国一律の到達度を測る仕組みを導入するのであれば、試験準備が未修者の新たな負担とならないよう、各法科大学院の課程と試験の成績との相関関係をチェックし、到達度が低い大学院には課程の改善を促す等のアフターケアも併せて実施すべきである。
- 未修者教育に関しては、1年次において6単位を限度として法律基本科目の単位数を増加させることが可能となっているが、2年次及び3年次においては、現在の法科大学院設置基準や各認証評価期間の認証評価基準を前提とする限り、法律基本科目の単位数を増加させることは困難である。したがって、制度全体の設計の在り方を踏まえ、法律基本科目の学習に過度に偏る弊害に留意しつつ、未修者について、法律基本科目の学習をより重点的に行える制度の検討が必要である。
- いわゆる純粋未修者（法科大学院入学に至るまで法学を学んだことのない者をいう。）は、1年時に研究者教員からピントの外れた授業をされた上、基礎科目には不要といわざるを得ない膨大な量の判決文の熟読を指示され、基本的な条文解釈や起案の仕方も分からないまま、2年時に既修者と同じ教室に放り込まれ、ついていけなくなり、3年時に司法試験の問題が解けないといった事実気づかされることとなっている。こうしたことを避けるため、法科大学院における授業は、未修者に力点を置いたものとするべきである。

- 未修者の1年次においては、復習が後回しになることから、前期期末試験を盆の前にするなどし、最低でも2週間以上、授業の復習に充てる期間を確保する日程を組むべきである。
- 現在の未修者コースには、法学部卒（法学の学士を有する者）の者が多数在籍しており、いわゆる純粋未修者に対して論点主義的な発想を植え付けたり、論証パターンなるものを進めるなどし、勉強の環境を阻害している。こうした存在を排除するために、法学の学士や修士の学位を持つ者は、未修者コースに入れなかったこととすべきである。仮にこれを許容するのであれば、未修者コース内に法学部卒の組といわゆる純粋未修者の組を別々に設け、別個の課程を編成すべきである。
- 現在、既修者の司法試験の累積合格率よりも未修者のそれが低いことからすれば、未修者が法学の修得に掛ける時間が不足しているというべきであり、標準修業年限を3年とした制度設計に無理があったと考えられるところ、法学部においても、一般に2年間程度の専門課程を設けていたことに照らすと、未修者コースの標準修業年限を4年とすべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 2 法科大学院について（その他の意見）

##### ▼意見の概要

- 法科大学院の募集要項とウェブサイトの始めのページ（トップページ）に直近の進級率及び標準修了年限修了率（いずれも未修者・既修者別）の明示を義務づけるべきである。なぜなら、これらの数値は、進路選択の際に考慮すべき重要な客観的数値だからである。
- 法科大学院は、司法修習を補うための、司法試験合格後の者向けの教育機関に変更すべきである。
- 適性試験は、法科大学院入学後に役立つとは考え難く、不合理な制度であるから、廃止すべきである。
- 授業料が、国立の法科大学院を見ても、医学部や理系研究科に比べて高いのは納得がいかない。他の研究科と同水準とすべきである。
- 日本では、法科大学院制度に反対する教授や若手研究者が法学部に在籍したままとなっている。このように法学部と法科大学院の人事交流が断絶している悪循環を絶つために、法学部を廃止すべきである。
- 現在の法科大学院においては、実務経験の全くない学者が、自分の専攻領域を大学の学部と同様に講じているのが実状である。そのような教育の場において、かつて司法研修所が前期修習において教えていた実践的かつ高度な実務教育を代替できるはずがない。
- 法科大学院の受験には、TOEICやTOEFLの受験、適性試験の受験が必要であることに加え、私立法科大学院4～5校を受験して初秋に結果を得、更に国立法科大学院を受験して冬に結果を得る過程を経ることから、合計で約1年を費やすことになり、これと企業等への就職活動を同時に行うことはできないから、法科大学院の入試に不合格となっても、新卒者として改めて就職活動をすることもできなくなる。このように、就職活動をするためにも重要な大学4年次を法科大学院の受験のためにのみ費やすことは不合理である。短期間で法科大学院入試を統一的に、就職活動も可能な時期に実施すべきである。
- 法科大学院で授業をする全教授は、授業開始前に、司法試験の問題を時間内に手書きで解くべきである。
- 自分が修了した法科大学院では、一部を除き、授業で扱う課題について受講者が事前に入念な予習を行い、全員が教授と議論できる状態にした上で授業に出席し、教授から指名された者が回答し、それに対して更なる質問が教授から投げかけられ

る方式で授業が行われていた。こうした授業（いわゆるソクラテックメソッドの授業）この方式は、一つの正解を探す姿勢でなく、問題に対していかなる方法で対処可能かを模索する姿勢が身につく点や、その場で自ら、原理原則に立ち返って理論的に思考することが身につく点に大きな利点があり、更に予習や復習の機会によって、飛躍的に理解が促進された。このように、法科大学院における教育は、個人単位若しくは学生の自主ゼミ、又は予備校を通じた勉強により得られるものとは比較にならないほど、法曹に必要な理論的思考という基礎力を養うことができる。また、これに加え、法科大学院における学生同士（未修者コースの学生と既修者コースの学生相互を含む。）の議論によって、実務における必要不可欠の能力を養うことができた。こうした優れた点を再確認していただきたい。



### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 3 司法試験について

##### (1) 受験回数制限

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 338 通

- ◎ 司法試験の受験回数制限につき、現行の制度を維持すべきであるとするもの、おおむね5年間に5回までに緩和（期間制限を維持し、回数制限を廃止する。）すべきであるとするもの、一切の制限を廃止すべきであるとするものが主に見られた。

#### 《意見の例》

- 司法試験の受験回数制限は、現行の制度（5年以内に3回まで）を維持すべきであるとするもの

##### 理由の例

- ▼ 受験回数制限を設けること自体は妥当であり、問題は、3回不合格になった際に人材の受け皿がないことである（この点については、国家公務員や地方公務員の採用枠を増やすことを提言する。）。
- ▼ 受験回数制限を撤廃すれば、合格率の低下を招くこととなる。
- ▼ 早期に法曹と違う進路を見出すことも重要である。

- 司法試験の受験回数制限は、5年以内に5回まで受験できることとするもの

##### 理由の例

- ▼ 受験回数制限自体には存在理由があると思うが、5年以内に3回までという制限内容は過酷であり、受験生に過度の心理的負担を与える。なお、5年以内に5回までとするときは、機会均等の見地から、過去に3回の受験制限によって受験資格を失った者にも再受験の資格を与えるべきである。
- ▼ 現行の受験回数制限では、5年間のうちいつ受験するかについて戦略を立てる必要も生じるが、試験を受けるのに、勉強する以外の戦略を立てさせる必要はない。

- ▼ (受験回数制限は撤廃すべきであるが、仮にそれをしないのであれば) せめて5年以内に5回まで受験できることとすべきである。

- **司法試験の受験回数制限を全て撤廃すべきであるとするもの**

- **理由の例**

- ▼ 受験回数制限の制度は、他の資格試験には見られないものであり、制度として極めて異例であるし、実際上も、受験生に対して無用の精神的負担をかけている。
  - ▼ 職業選択の自由が保障されている以上、いつまでその職を目指して行動するかは本人の自己決定に委ねるべきであって、受験回数制限は、これに対する不相当な制約である。
  - ▼ 受験回数制限を設ける理由として、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があることが挙げられているが、5年程度で消えてしまう効果であるならば、始めから必要のないものである(むしろ、法科大学院の教育を改善すべきである)。
  - ▼ 受験回数制限を撤廃してこそ、受験生が一度民間企業等に就職した後、時間を見つけて適宜受験をするといった方法を採用することが可能となり、企業側も、採用しても5年以内に辞められてしまう心配をさほどすることなく、法科大学院修了生を法務部の一員等として採用し、育てるような建設的な採用行動に結びつき得るのではないか。
  - ▼ 受験回数制限は、7～8割の司法試験合格率が前提であったのに、現在は3割未満である。前提が崩れている現状でこの制度を維持する合理的理由はない。
- 3000番以内の不合格者については、少なくとも翌年の再受験を認めるべきである。
  - 予備試験等で受験資格を取得したにもかかわらず、受験ができないのは不合理であるから、司法試験法第4条第2項(他の受験資格に基づく司法試験受験の禁止)の廃止を求める。
  - これ以上受験回数制限の解決を先延ばしにするのではなく、平成26年に受験資格喪失した者が再受験できるように、早急に結論を出して法改正をするべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 3 司法試験について

##### (2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 177 通

- ◎ 司法試験の科目について，具体的な科目数及び内容を示して，その削減に賛成する意見及びこれに反対する意見のほか，選択科目について言及するものがあった。加えて，司法試験の方式等について，幅広い意見が寄せられた。

#### 《意見の例》

- 旧司法試験に合わせ，司法試験の科目も6科目（憲法，民法，刑法，商法，民事訴訟法及び刑事訴訟法の6科目と明示するものもある。）にすべきである。
- 司法試験は，短答式を5科目（憲法，民法，刑法，民事訴訟法及び刑事訴訟法），論文式を7科目（憲法，民法，刑法，民事訴訟法，刑事訴訟法，商法又は行政法のうちいずれか1つ，及び選択科目）とすべきである。
- 法科大学院修了者に短答式試験を免除するか，全ての受験生の短答式試験を3科目（憲法，民法及び刑法と指摘するものもある。）とすべきである。
- 選択科目は，各科目間で学習難度や環境等に差異があることから，公平の見地から，司法試験科目から廃止されるべきである。
- 司法試験の選択科目を廃止するのは相当でないが，法曹となる者の多様性を確保するための政策的措置として，広く免除を認めるなどの見直しを検討すべきである。
- 試験科目の削減は，法曹の質を高める方向とは逆の方向に思われるから，試験科目の削減は，慎重に検討すべきである。
- 試験科目の削減は，現行の試験科目数で負担であると感じないから，不要である。
- 試験科目数について意見はないが，旧司法試験の選択科目であった刑事政策のほか，消費者法，金融法，社会福祉法など，試験科目とされるべき法律について再検討を加えるべきである。

- 選択科目の選択肢（現行制度上は8科目）は，受験者数の1割に満たないものもあることから，科目間の公平性を保つため，減少させる方向で見直すべきである。
- 消費者法を民法の一分野として出題範囲に加えるべきであり，法曹倫理も試験科目とすべきである。
- 行政法は，行政関係の案件数が非常に少なく，他の法律への応用も利かないことからすれば，選択科目とすべきである。
- 試験内容を，基礎的法曹である弁護士資格を認定する試験とするべく，内容等を変更すべきである。
- 司法試験の難易度を下げ，ほとんどの受験生が5割程度の得点しか取れないものから7～8割程度の得点が取れるものとするべきである。
- 短答式試験が世界的に見てもあまりにも難しい。法科大学院における3年間で学ぶべきミニマムスタンダードを定め，これに合わせて易化すべきであり，これができなければ，短答式試験は廃止すべきである。
- 論文式試験の採点に時間が掛かることは理解できるが，4か月にわたる時間が掛かるとは到底思えないから，法科大学院修了生が修習生となるまで1年近く無職であることを強いられた現在の試験日と合格発表日の間の期間を短縮すべきである。
- 有職者が受験しやすいよう，試験日程を分け，土曜に及び日曜日のみに試験を実施すべきである。
- 試験日程を，短答式と論文式で分けるべきである。また，試験委員に受験者の水準を把握させる機会として，口述試験を実施すべきである。
- 論文式試験が難しすぎるために，制限時間内に書ききれないという声もあることから，試験時間を30分ないし1時間延長し，もう少し能力を引き出せるようにすることを検討すべきである。
- 短答式試験のいわゆる足きりラインは，各科目の平均点が乱高下していることを考慮し，平均点の半分にするなど，合理的な改善をすべきである。
- 論文式試験について，採点に関する客観的データの公表が必要である。具体的には，複数の採点者により採点しているのであるから，偏差値換算後の採点者間誤差平均を科目毎に公表すべきであり，受験者に対しても，採点結果（採点者ごとの偏差値換算後の得点）を通知すべきであるし，試験問題の妥当性を検証するため，各科目の素点の平均点も公表すべきである。併せて，受験者に不服申立の機会を与えることとするべきである。
- 司法試験の成績を科目別に開示し，参考答案を開示すべきである。
- 最近の若手法律実務家に法的知識の欠如を感じるから，口述試験も復活させるべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 3 司法試験について

##### (3) 予備試験制度

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 242 通

◎ 予備試験制度については、合格者数等について一定の方向性を示すものを始め、幅広い意見が寄せられた。

#### 《意見の例》

- 法学部生の認識として、法科大学院が予備試験に合格できなかった場合の滑り止めとされていることや、法科大学院生が予備試験を模試代わりに利用することは、経済的事情や社会人経験があるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格取得の道を与えるという予備試験制度の趣旨に反するから、こうしたことを制限する必要がある。したがって、司法試験受験資格を有する者の予備試験受験を禁じるほか、予備試験を受験した者は、受験年度から3年間、法科大学院修了による受験資格の取得を禁止すべきである。
- 法科大学院生の予備試験受験を禁じるか、又は予備試験を受験した場合、司法試験の受験回数制限について判断する際、司法試験を1回受験したものとみなすべきである。
- 経済的な事情があり、所得を得て働いている者にも機会を与えるのが予備試験の趣旨であるのに、所得を得ずに受験し続けることが可能であることは予備試験の趣旨に反するから、予備試験受験の際、職歴や所得の事実証明の提出を求めるべきである。

※ 受験者の世帯年収が一定額に満たない者を受験資格とすべきとする意見もある。

- 予備試験の趣旨を全うさせるため、予備試験の受験資格を、大学卒業又はそれと同等の学力を有する者に限定すべきである。
  - ※ 25歳以上の者とすべきとするものもある。
- 法科大学院において、在学中に大学卒業程度の一般教養を修得しているか測る考查がないこととの均衡上、一般教養は予備試験の試験科目から排除すべきである。
  - ※ 大学卒業者の場合に、一般教養科目を免除すべきとするものもある。
- (司法試験の科目数が減少されることを前提に) 予備試験短答式及び論文式試験の科目を、5科目(憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法)とすべきである。
- 予備試験は、旧司法試験の一次試験と同様に、大学の教養課程を終えた程度の学力があるか否かを見る試験とすべきである。
- 予備試験の合格水準を、法科大学院修了(の平均)水準と同程度に引き下げるべきである。
  - ※ 予備試験の合格者数を増大させるべきとするものもある。
- (法科大学院の修了が司法試験の受験資格要件とならないことを前提に) 予備試験は、不要なものであるから、廃止すべきである。
  - ※ (法科大学院生に対して経済的支援がされることを前提に)(又は、有職者が法科大学院において学べるように、夜間や休日の授業を多く行うなどの工夫がされることを前提に) 予備試験制度は廃止すべきであるとするものもある。
- 有職者が司法試験合格を目指す場合、退職するか、何らかの制限を受けながら勉強しなければならず、他方、法科大学院における教育内容が司法試験の受験準備としての質を必ずしも確保し得ていない現状において、法科大学院に通うことなく司法試験の受験が可能となる予備試験制度には多くの利点がある。予備試験の受験資格を制限することはすべきでない。
- 予備試験の合格者が優秀であることがはっきりしたのであるから、少なくとも、法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格率が同程度になるところまで、司法試験における予備試験合格者を拡大すべきである。
- 予備試験の趣旨からすれば、その合格者数は極めて限られた数になるはずであるから、司法試験合格者の1%程度とすべきである。また、同じく、プロセスとしての法曹養成制度の例外をなす趣旨を全うするため、法学部生及び法科大学院生には、その受験を禁じるべきである。
- 予備試験制度は、経済的理由のある者については奨学金制度等の拡充によって、時間的制約のある者については夜間法科大学院等の拡充によって対応可能であって、こうした理由や制約のある者について必須の制度とはいえない上、単に法科大学院の課程のバイパスとして利用する傾向も否定し難いことからすれば、予備試験の運用改善を先送りとはすべきでない。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 3 司法試験について（その他の意見）

##### ▼意見の概要

- 関東地域の大学等から司法試験考査委員を多数選考している実状を改めるべきである。
- 法科大学院では、ソクラティックメソッドやプロセス重視等のすばらしい教育によって、有為な人材が数多く育っているが、現実の司法試験の合格率が2～3割にとどまっているのであるとすれば、司法試験の方に誤りがあるというべきであるから、司法試験を廃止すべきである。
- 法科大学院修了者が、事務法曹ないし准弁護士として一定期間以上の実務経験の後に訴訟代理ができる弁護士となるための試験制度を設けるべきである。
- （法科大学院の廃止を前提に）全てを旧司法試験制度に戻すべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 4 司法修習について

##### (1) 法科大学院教育との連携

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 88 通

- ◎ 法科大学院との連携を充実させる方向性に肯定的な意見や、導入的教育の充実の必要性に言及する意見などが寄せられた。

#### 《意見の例》

- 中間的とりまとめの指摘は正当ないし適切であるとするもの。
- 法科大学院教育から司法修習への円滑な移行と効果的な修習を実現するためには、修習生を集めて統一的、組織的な実務導入研修を実施することについて検討すべき
- 前期修習を復活させ、十分な教育をした上で実務修習を受けさせるべきである。
- 法科大学院の実務教育は内容的にばらつきが大きく、教育効果も極めて疑問視されるし、司法修習生には予備試験合格者もいることから、法科大学院で教育効果を上げたことを前提とする司法修習との連携を検討するのは非現実的である。
- 合格した者に、民事・刑事の法廷技術をたたき込むのが司法研修所の役割であり、それは司法を担う者としての「共通言語」だから、司法研修所で画一的に教育をしなければならない。これに対し、法科大学院は、司法試験に合格する前の教育機関で、法曹にならない者もいる。その者にまで法廷技術を教えることは不経済でありナンセンスだし、法科大学院教育には全国的画一性も無いのだから、法廷技術を教える働きを期待すること自体に意味がない。したがって、司法修習と法科大学院の「連携」を観念すること自体が不合理である。
- 法科大学院教育と司法修習とを円滑に接続させるためには、修習の開始前後の導入的教育において、その前提となる修習生の知識・能力について、出身の法科大学院によって生じるばらつきをなくすことが重要であり、そのためには、法科大学院



と司法研修所，実務修習の配属庁及び配属会との間で，より一層緊密な連携関係を構築する必要がある。そのために，関係諸機関が参加する協議の場を設けることを検討すべきである。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 4 司法修習について

##### (2) 司法修習の内容

#### ▼中間的とりまとめの要旨

- 司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

#### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 179 通

- ◎ 導入的修習（従前の前期修習）の復活を求める意見，実務修習期間の延長を求める意見，選択型実務修習の意義や運用上の工夫について言及する意見などが寄せられた。

#### 《意見の例》

- （法科大学院修了を司法試験受験資格要件としないことや法科大学院制度の廃止等を前提に）（修習の実を挙げるため）前期修習は復活すべきである。
- 実務修習期間を延長すべきである。
- 選択型修習についても，各実務修習の期間を延長してその中で行う方が効率的である。選択型修習とセットになっている短期の集合修習についても，きちんとした後期修習を行う方が学習効果は高い。
- 選択型実務修習については，法科大学院における種々の取組との役割分担を検討すべきである。
- 司法修習制度は，裁判実務を学ぶ場であり，その位置付けは軽視されるべきではないが，加えて，多様な知識・技能の習得の機会を設けることも必要である。選択型実務修習もその一態様である。選択型実務修習を充実させるために海外での研修なども検討されてよい。ただ選択型実務修習がいわゆる二回試験の直前に実施されており，選択型実務修習に専念できない司法修習生もいることから，実施時期，実施期間等の検討が必要である。司法修習の更なる充実のためには，一定期間の統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等が有効であるところ，選択型実務修習の有効性が検証されない場合には，統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等とあわせて選択型実務修習の廃止も検討されるべきである。

- 選択型実務修習については、裁判所、検察庁の企画している選択型実務修習は、結局、内定者又は内定予定者に対する、分野別実務修習の延長という意味しかなく、およそ選択型修習が、幅広い分野で活躍する法曹を養成する手段となるとは思われず、旧修習における社会修習の域を出ないから、分野別修習を従前の3か月単位に戻し、その中で、各分野別に社会修習を行うようにすべきである。
- 修習生のうちほとんどが弁護士になることを前提としたカリキュラムに大幅変更すべきである。例えば、検察修習は選択型に回し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）不足が問題なら、集合修習は通信教育にし、民事裁判修習及び刑事裁判修習を統一して、捻出された時間を弁護修習に充てるべきである。
- 拘束時間はできるだけ短くし、副業も当然認めるべきである。
- 二回試験はもっとコンパクトにできる。試験時間が異様に長い現在の運用から、各科目2～3時間程度の試験に早急に改めるべきである。
- 雇用を続けたままで修習が実施できるよう修習のフレックス化（雇用を続けたままで修習が可能となる併存・互換制度や夜間開設の修習制度）を検討するべきである。
- 司法修習においては、すべての法曹に共通して必要とされる汎用的能力を修得させると共に、法曹に対する多様化する社会的ニーズに応える多様な能力の涵養も目指されている。後者の要請は、とりわけ選択型実務修習の課題とされてきているが、法曹に対する社会的ニーズの多様化に応えることができるように研修内容を検討し、「中間的取りまとめ」において指摘されるように、より多様な分野について知識、技能を修得する機会（企業法務の分野に進む者のための研修、公務分野に職を求める者のための研修、国際的なビジネス分野での仕事を望む者のための研修等）を設ける必要がある。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 4 司法修習について（その他の意見）

##### ▼意見の概要

- 修習期間を延長すべきである。

- ▼ 2年間とするもの

- ▼ 1年6か月間とするもの

- 司法修習を廃止すべきである。

##### 理由の例

- ▼ 司法研修所の収容能力が合格者数の決定要素なのであれば、司法研修所の教育機能を法科大学院に移管させるべき。

- ▼ 司法修習は、旧来の民事訴訟実務・刑事訴訟実務についてのトレーニング以上の意味はなく、もはや存在意義はない。例えば裁判員裁判に対応した刑事訴訟実務の訓練はできていないし、民事司法の分野も幅広い解決手段（労働審判など各種ADR、商事仲裁等）が広がっているにも関わらず、これらに対応した教育はしておらず、法科大学院における教育とさほど違いはない。

- ▼ 修習生の多くはやがて弁護士として野に下ることを前提に給費制を維持しないのであれば、弁護士としての実務的教育は、弁護士事務所において行うべきであることになる。給費制を維持できないのであれば、司法修習は廃止すべき。

- 司法修習は廃止し、法曹養成も目的とした、司法試験合格者を対象とする採用試験を行い、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官等の5年任期付採用を新設すべき。

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 5 継続教育について

##### ▼中間的とりまとめの要旨

- 法曹となった者に対する継続教育の在り方について，弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに，法科大学院においても，法曹資格取得後の継続教育について，必要な協力を行うことを検討すべきである。また，法科大学院には，法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。

##### ▼意見の概要

この項目に関する意見数 100 通

- ◎ 法科大学院において継続的教育を行うことについて肯定的な意見及び否定的な意見があった。

##### 《意見の例》

- 法曹となった者に対する継続教育について検討すること自体は有益であるが，どのような法曹を何人程度養成すべきなのか，具体的な需要の見通しを立てた上で政策を実行すべきである。
- 日弁連や単位会等において弁護士に対する研修が実施されている一方，法科大学院教育に対する不信感が根強い中で，法科大学院に対して法曹となった者の継続教育を行わせることは，法曹養成のための教育が現状より更に空洞化するおそれがあるから，妥当でない。
- 弁護士会には弁護士自治があるのだから，国は「継続教育を進めるべき」という立場にない。
- 医師が病院において先輩医師から何年にもわたって指導を受けて能力を向上させるように，弁護士の実務能力は，経験を重ねることで培われるのであり，いわゆるイソ弁としてボスの下で仕事を学ぶ必要があり，これが継続教育の正しい姿である。日弁連や各単位弁護士会は，経験の少ない若手へのOJT研修を行うなどの支援を強化する意向のようであるが，このような小手先の中途半端な支援なら，しない方がよい。
- いわゆる即独弁護士にとって足りない部分を勉強できる場となるから，法科大学院に対して法曹資格取得後の継続教育期間としての役割を与えることは，積極的に

行うべきである。

- 「プロセス」としての法曹養成制度の中核に法科大学院がなるのであれば、法科大学院の弁護士による研修センターを設置して、法曹有資格者に対するオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）として更なる教育を継続する必要がある。
- 安心して依頼できる弁護士の存在は司法制度改革の前提であり、弁護士の不祥事防止のため、現役弁護士等についても、法科大学院を継続教育の場として活用し、その中で法曹倫理研修も行うこととすべきである。
- 現在、弁護士が裁判官、検察官、研究者との共同研究をする機会は少ない。法曹実務家どうしが共同して研究し、その情報を教育できる場所として、法科大学院を発展させていくことは有効かと思われることなどから、試行することはよいと考える。
- 優秀な法曹資格者が、若手法曹有資格者を指導する教育制度を作るべきである。

## その他の意見

## ▼意見の概要

- 法曹養成制度検討会議が、法曹の養成に関するフォーラムから起算して2年以上、同種の議論を繰り返しておきながら、検討結果の内容が空疎である。
- 今回の中間的取りまとめの内容を見る限り、法曹養成制度検討会議がその設置期限である本年8月までに、わが国における法曹養成制度のあり方について有意義な結論を示すことができないことは明白であるから、有識者委員の大幅な入れ替えを行った上で、検討をやり直すべきではないか。
- 検討会議における有識者委員として、その前身たる法曹の養成に関するフォーラムの構成員であった者の多くを留任させることや、現行の法曹養成制度において重大な問題が指摘されている法科大学院に利害関係を有する者を任命するのは不適切である。
- 法曹養成制度の検討に当たって、なぜ司法書士の問題が論じられないのか疑問である。法曹を裁判官・検察官・弁護士に限定すれば、司法書士は議論の対象外となるのだろうが、実際には、司法書士は相続登記や債務整理の分野では弁護士に劣らぬ活動をしている。簡裁の訴訟代理権も有しているし、最近は成年後見人としても活躍している。法曹を論じる際に、実際に法律家として重要な役割を社会で果たしている司法書士について、全く視野に入れられないのは、議論の方向として妥当でない。
- 弁護士と隣接する法律専門職の資格統合を求めることや、将来、司法書士、裁判所、法務事務官や副検事の経験者などから、司法試験とは違う、特認弁護士制度への拡大をし、司法試験に全く劣らない特認試験や、高度の研修を通して、これらの経験者に弁護士となる資格を与えることを検討すべきである。司法書士については、簡易裁判所の代理権認定枠を、訴額に関わることなく、簡裁以外でも訴訟の代理人になれるよう今後の検討が必要である。
- 日弁連を任意加入団体とし、他の士業（司法書士、行政書士等）と同じくらいの会費に月会費を引き下げさせる。
- 制度を変更することは必要であるが、2,000人合格を前提に入学した者が卒業時には1,000人合格が前提とされる状態になっては酷である。制度の変更には猶予期間を設定してほしい。
- 全体的に、法曹養成制度をどのような方向に持っていきたいのかについてのビジョンが見えない。
- 裁判官を増員させて裁判を迅速化させることについて言及すべきである。

- 国は、法曹養成制度検討会議の意見だけでなく、このようなパブリックコメントを重要視すべきである。
- 一番の当事者である司法試験受験生の意見を聞くべきであるのに、司法試験（平成25年5月）の直前期にパブリックコメント手続を実施することは不当である。同手続期間後に提出された意見も受け入れるべきである。



## 平成25年司法試験の出願状況について

平成25年司法試験の出願状況は、下記のとおりです（平成25年3月19日現在）。

なお、最終的に受験予定者数が確定するのは、法科大学院における修了認定後となります。

## 記

1 出願者数等	10,315人
(1) 性別構成	
男性	7,565人(73.3%)
女性	2,750人(26.7%)
(2) 受験資格	
ア 法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者	10,074人
(ア) うち修了見込者	3,176人
(イ) うち修了者	6,898人
イ 司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者	184人
ウ 法科大学院課程修了見込者で、同課程修了の資格に基づいて受験するが、同課程を修了できなかったときは司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者	57人
2 選択科目別	
倒産法	2,286人(22.2%)
租税法	743人(7.2%)
経済法	1,010人(9.8%)
知的財産法	1,284人(12.4%)
労働法	3,218人(31.2%)
環境法	619人(6.0%)
国際関係法(公法系)	163人(1.6%)
国際関係法(私法系)	992人(9.6%)
3 試験地別	
札幌市	277人(2.7%)
仙台市	432人(4.2%)
東京都	5,606人(54.3%)
名古屋市	779人(7.6%)
大阪市	2,089人(20.3%)
広島市	500人(4.8%)
福岡市	632人(6.1%)

(注) 本資料は、受験願書に基づくものである。

## 平成25年司法試験の受験予定者

平成25年4月25日

1	受験予定者数等		10,178人
	(1) 性別構成	男性	7,465人(73.34%)
		女性	2,713人(26.66%)
	(2) 受験資格		
	ア 法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者		9,994人(98.19%)
	(ア) うち既修者・法学部卒	3,370人	(33.72%)
	(イ) うち既修者・非法学部卒	452人	(4.52%)
	(ウ) うち未修者・法学部卒	4,129人	(41.31%)
	(エ) うち未修者・非法学部卒	2,043人	(20.44%)
	(注) 受験願書に基づく情報		
	イ 司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者		184人(1.81%)
	(3) 受験回数		
		1回目	4,447人(43.69%)
		2回目	3,388人(33.29%)
		3回目	2,343人(23.02%)
2	選択科目別受験予定者		
	倒産法		2,253人(22.14%)
	租税法		730人(7.17%)
	経済法		999人(9.82%)
	知的財産法	1,261人	(12.39%)
	労働法	3,183人	(31.27%)
	環境法	615人	(6.04%)
	国際関係法(公法系)	158人	(1.55%)
	国際関係法(私法系)	979人	(9.62%)
3	試験地別受験予定者		
	札幌市		273人(2.68%)
	仙台市		429人(4.21%)
	東京都	5,547人	(54.50%)
	名古屋市	767人	(7.54%)
	大阪市	2,062人	(20.26%)
	広島市	488人	(4.79%)
	福岡市	612人	(6.01%)

## 平成25年司法試験の受験者数について

平成25年5月15日

平成25年司法試験の受験者数は、下記のとおりです。  
なお、速報値のため、今後、変更することがあります。

## 記

1 受験者数 7,653人

## 2 試験地別受験者数

札幌市	218人
仙台市	333人
東京都	4,181人
名古屋市	557人
大阪市	1,551人
広島市	347人
福岡市	466人

## 3 その他



## 平成25年司法試験予備試験の出願状況について

平成25年司法試験予備試験の出願状況は、下記のとおりです（平成25年4月12日現在）。

1 出願者数 11,255人（前年9,118人）

## 2 試験地別

北海道	332人（2.9%）
仙台市	223人（2.0%）
東京都	7,312人（65.0%）
名古屋市	588人（5.2%）
兵庫県	2,033人（18.1%）
広島市	252人（2.2%）
福岡市	515人（4.6%）

## 平成25年司法試験予備試験の受験者数について

平成25年5月20日

平成25年司法試験予備試験の受験者数は、下記のとおりです。

なお、速報値のため、今後変更することがあります。

## 記

1 受験者数 9,224人／11,255人

## 2 試験地別

北海道	273人
仙台市	179人
東京都	6,050人
名古屋市	462人
兵庫県	1,644人
広島市	201人
福岡市	415人

## 現新65期の登録状況等

2013.05.01

## I 現新65期修習終了者

二回試験合格発表日:2012年12月18日

一括登録日:2012年12月20日

	二回試験 受験者数	二回試験 不合格者数※		二回試験 合格者数	
	人数	人数	割合	人数	割合
現新65期	2069	43	2.1%	2026	97.9%
新64期等 再チャレンジ組	57	3	5.3%	54	94.7%
合計	2126	46	2.2%	(A) 2080	97.8%

※注① 二回試験合格発表時点での一括登録日の登録希望者は1404名

※注② 「注①」のうち、二回試験不合格者は34名

※注③ 二回試験合格発表時点での一括登録日以外での登録希望者は121名

## II 進路内訳

任官	92	(12月26日最高裁の発表による。)
任検	72	(1月7日付官報による。)
※弁護士	1370	(新64期等再チャレンジ組を含む。一括登録日時点。)
(B)合計	1534	

※注④ 2013年5月1日時点で、組織内弁護士82名、即時独立弁護士76名と推計している。

## III 弁護士未登録者

(A) - (B) = 546 (※昨年までと異なり、現65期・新65期の一括登録日が同日である。)

※注⑤ 2013年5月1日時点の

弁護士登録者数 : 1821名 (一括登録日から451名増加)  
 →男性:1415名 女性:406名  
 弁護士未登録者数: 95名

※注⑥ 弁護士未登録者の内訳

■就職活動中: 15名■不明・その他: 51名

■登録見込み: 6名

■企業、官庁、大学等への就職等: 23名

2013/4/19時点

弁護士未登録者数の推移比較

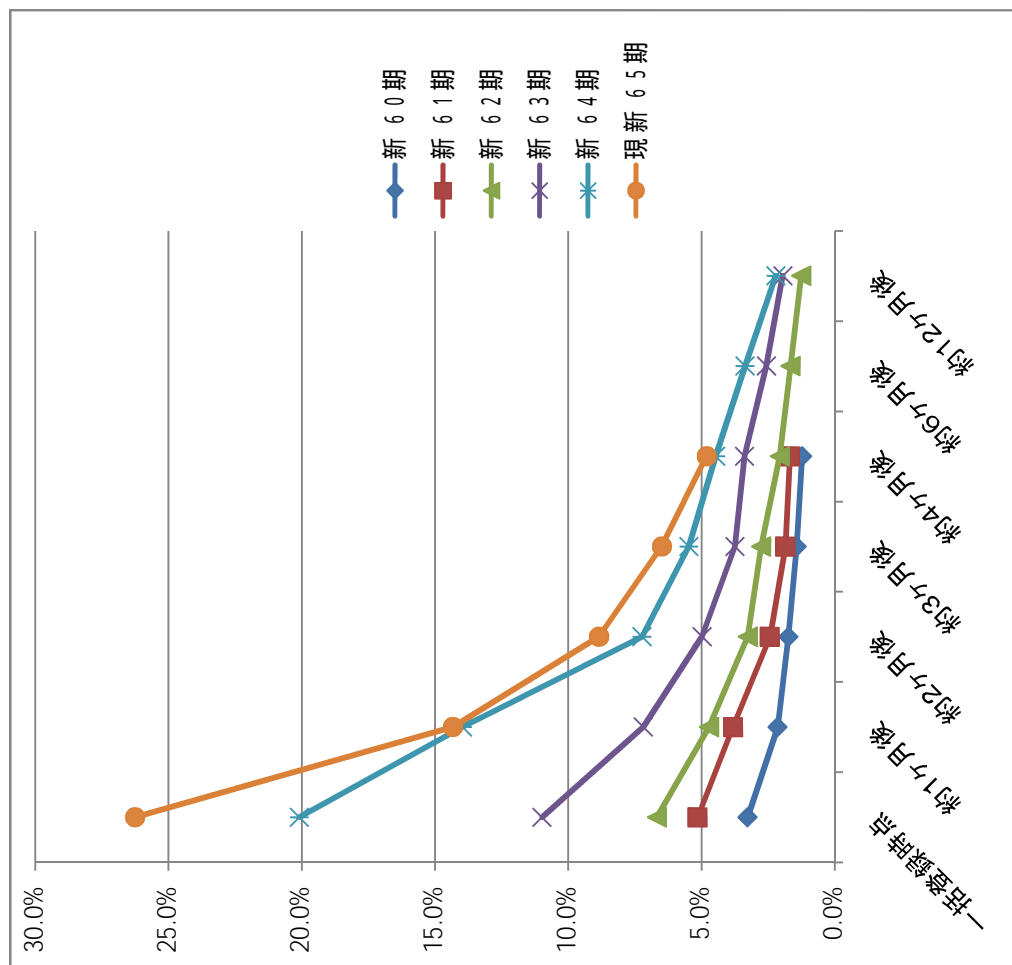
期	修習 終了者数	一括登録 日	一括登録時点		約1ヶ月後		約2ヶ月後		約3ヶ月後		約4ヶ月後		約6ヶ月後		約12ヶ月後		弁護士未登録者の内訳 (一括登録後2ヶ月時点)		
			登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合		登録者 数	未登録者 割合
60期	現	1,397	2007.9.5	1,204	5.0%	1,224	3.6%	1,254	2.0%	1,257	1.2%	1,262	0.9%	/		/		■企業、官庁、大学等への就職等: 4	
	新	979	2007.12.20	839	3.3%	850	2.1%	856	1.7%	857	1.4%	859	1.2%						未調査
61期	現	609	2008.9.3	532	5.4%	541	3.9%	553	2.0%	555	1.6%	558	1.1%	/		/		■企業、官庁、大学等への就職等: 2	
	新	1,731	2008.12.18	1,494	5.1%	1,517	3.8%	1,541	2.4%	1,551	1.8%	1,554	1.7%						登録手続中: 0 ※注③ ■企業、官庁、大学等への就職等: 19 ■就職活動中: 2 ■不明・その他: 8
62期	現	354	2009.9.3	285	14.4%	304	9.0%	310	7.3%	314	6.2%	318	5.1%	322	4.0%	322	4.0%	登録見込み: 3 ■企業、官庁、大学等への就職等: 6 ■就職活動中: 11 ■不明・その他: 6	
	新	1,992	2009.12.17	1,693	6.7%	1,732	4.7%	1,761	3.3%	1,771	2.8%	1,785	2.1%	1,793	1.7%	1,801	1.3%		登録見込み: 14 ■企業、官庁、大学等への就職等: 15 ■就職活動中: 20 ■不明・その他: 16
63期	現	195	2010.8.26	143	22.6%	156	15.9%	161	13.3%	168	9.7%	176	5.6%	177	5.1%	179	4.1%	登録見込み: 14 ■企業、官庁、大学等への就職等: 2 ■就職活動中: 4 ■不明・その他: 6	
	新	1,949	2010.12.16	1,571	11.0%	1,645	7.2%	1,688	5.0%	1,712	3.7%	1,719	3.4%	1,735	2.6%	1,747	1.9%		登録見込み: 33 ■企業、官庁、大学等への就職等: 15 ■就職活動中: 20 ■不明・その他: 29
64期	現	161	2011.8.25	92	39.8%	108	29.8%	121	35	21.7%	129	27	135	21	138	18	144	12	
	新	1,991	2011.12.15	1,423	20.1%	1,545	14.0%	1,679	144	7.2%	1,714	109	1,734	89	1,756	67	1,779	44	登録見込み: 58 ■企業、官庁、大学等への就職等: 32 ■不明・その他: 39
65期 現新	2,080	2012.12.20	1,370	26.3%	1,618	14.3%	1,732	184	8.8%	1,781	135	1,816	100	1,816	4.8%			登録見込み: 61 ■企業、官庁、大学等への就職等: 24 ■不明・その他: 80	

※参考: 第62期、第63期、第64期の弁護士未登録者の一括登録後12ヶ月時点での進路の内訳  
 現62 ■登録見込み: 1 ■企業、官庁、大学等への就職等: 3 ■就職活動中: 6 ■不明・その他: 4  
 新62 ■企業、官庁、大学等への就職等: 12 ■就職活動中: 5 ■不明・その他: 8  
 現63 ■企業、官庁、大学等への就職等: 2 ■就職活動中: 2 ■不明・その他: 4  
 新63 ■企業、官庁、大学等への就職等: 8 ■就職活動中: 13 ■不明・その他: 17  
 現64 ■企業、官庁、大学等への就職等: 5 ■就職活動中: 3 ■不明・その他: 4  
 新64 ■登録見込み: 1 ■企業、官庁、大学等への就職等: 22 ■就職活動中: 6 ■不明・その他: 15

注①: 現60期の約4ヶ月後は2008年2月6日時点(約5ヶ月後)の数字である。  
 注②: 現61期の約4ヶ月後は2009年2月1日時点(約5ヶ月後)の数字である。  
 注③: 新61期の弁護士未登録者の内訳は2009年4月3日時点(約4ヶ月後)である。  
 注④: 未登録者は、任官者・任検者を除いた数字である。



	新						現新
	6 0 期	6 1 期	6 2 期	6 3 期	6 4 期	6 5 期	6 5 期
一括登録時点	3.3%	5.1%	6.7%	11.0%	20.1%	26.3%	
約1ヶ月後	2.1%	3.8%	4.7%	7.2%	14.0%	14.3%	
約2ヶ月後	1.7%	2.4%	3.3%	5.0%	7.2%	8.8%	
約3ヶ月後	1.4%	1.8%	2.8%	3.7%	5.5%	6.5%	
約4ヶ月後	1.2%	1.7%	2.1%	3.4%	4.5%	4.8%	
約6ヶ月後			1.7%	2.6%	3.4%		
約12ヶ月後			1.3%	1.9%	2.2%		



# 司法修習終了後の区分毎の割合

期別(就職年度)	人員		終了後の区分						
	判事補	割合	検事	割合	弁護士	割合	その他	割合	
第54期(2001年)	112	11%	76	8%	774	79%	16	2%	
第55期(2002年)	106	11%	75	8%	799	81%	8	1%	
第56期(2003年)	101	10%	75	7%	822	82%	7	1%	
第57期(2004年)	109	9%	77	7%	983	83%	9	1%	
第58期(2005年)	124	10%	96	8%	954	80%	13	1%	
第59期(2006年)	115	8%	87	6%	1,254	85%	21	1%	
現第60期(2007年)	52	4%	71	5%	1,262	90%	12	1%	
新第60期(2007年)	66	7%	42	4%	856	87%	15	2%	
現第61期(2008年)	24	4%	20	3%	559	92%	6	1%	
新第61期(2008年)	75	4%	73	4%	1,541	89%	42	2%	
現第62期(2009年)	7	2%	11	3%	322	91%	14	4%	
新第62期(2009年)	99	5%	67	3%	1,785	90%	41	2%	
現第63期(2010年)	4	2%	4	2%	179	92%	8	4%	
新第63期(2010年)	98	5%	66	3%	1,747	90%	38	2%	
現第64期(2011年)	4	2%	1	1%	138	86%	18	11%	
新第64期(2011年)	98	5%	70	4%	1,779	89%	44	2%	
現新第65期(2012年)	92	4%	72	3%	1,821	88%	95	5%	
計	20,248	1,286	983	5%	17,575	87%	407	2%	

2008.2.6現在(一括登録後約6ヶ月後)  
 2008.2.19現在(一括登録後約2ヶ月後)  
 2009.2.19現在(一括登録後約5ヶ月後)  
 2009.2.19現在(一括登録後約2ヶ月後)  
 2010.3.12現在(一括登録後約6ヶ月後)  
 2010.4.1現在(一括登録後約4ヶ月後)  
 2011.8.26現在(一括登録後約12ヶ月後)  
 2011.12.15現在(一括登録後約12ヶ月後)  
 2011.2.29現在(一括登録日から約16ヶ月後)  
 2012.12.14現在(一括登録後約12ヶ月後)  
 2013.5.1現在(一括登録日後約4ヶ月半後)

(注)  
 ①人員、判事補及び検事の数については、『裁判所データベース2009』(最高裁), 最高裁や法務省への聞き取り及び官報による。  
 ②弁護士数については、59期までは『裁判所データベース2009』(最高裁)による。60期以降は日弁連調べ。

## 座長試案（司法修習生に対する経済的支援について）

本検討会議においては、司法修習生に対する経済的支援につき、「中間的取りまとめ」で提示したとおり、貸与制を前提とした上で、①司法修習に伴い個々の司法修習生の中に生ずる不均衡への配慮、②司法修習生の修習専念義務の在り方などについて検討し、次の3点の措置を講じることとする（可能な限り第67期司法修習生（本年11月修習開始）から実施）。

### 1 分野別実務修習開始時における転居費用について

分野別実務修習の開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。

### 2 集合修習期間中の入寮について

集合修習期間中、司法研修所への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。

### 3 修習専念義務について

司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認めることとする。

※ なお、今後、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば、司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討することが考えられる。



## 修習資金等一覧

		給費制下(注1)	貸与制下
給与・貸与金			
支給額/貸与額	給与月額(本俸) 204,200円 上記の給与月額に、修習生の生活状況や修習地等に応じて、下記諸手当を加算し、そこから公租公課や共済組合費等を控除した金額を支給		
(諸手当)			基本額 230,000円
扶養手当	配偶者につき13,000円, 配偶者以外の扶養親族一人につき6,500円等		申請により、次のとおり変更可
住居手当	家賃額に応じて27,000円を限度に支給		①扶養親族あり / 住居の賃借 255,000円
通勤手当	交通機関等の利用者について一箇月当たり55,000円を限度に支給, 自転車等の使用者について使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給		②扶養親族あり + 住居の賃借 280,000円
地域手当	支給対象地域で修習を行う者について、給与月額等に、修習地の区分に応じた割合(3%～18%)を乗じて得た額を支給		③基本額未満の額の貸与希望 180,000円
寒冷地手当	支給対象地域で修習を行う者について、11月から3月までの間、修習地の区分等に応じて7,360円～26,380円を支給		
期末手当	年間で、給与月額等の2.6月分を支給		
勤勉手当	年間で、給与月額等の1.29月分を支給(注2)		

注1: 給費制下の内容は、平成22年度11月期(新64期)司法修習生に適用されていたもの。

注2: 勤勉手当に相当する金額は貸与額の算定の基礎とされていない。

その他			
旅費(交通費)日額旅費	修習の実施に必要な不可欠な旅費(交通費)を支給(国家公務員等の旅費に関する法律に基づいて計算) ア 転居を伴う場合における採用内定時の住所地から実務修習庁への招集旅費 イ 集合修習に参加するために実務修習地から司法研修所に移動するための旅費 ウ A班の選択型実務修習に参加するために司法研修所から実務修習地に移動するための旅費 エ 事件出張に要する旅費や実務修習地以外での選択型プログラムに参加するための旅費 オ B班の集合修習終了後に実務修習地に移動するための旅費 カ 東京・さいたま以外の実務修習地の修習生のための集合修習中の日額旅費 キ 東京・横浜・さいたま・千葉の各修習地から導入起案講評のために司法研修所に移動するための旅費, 考試受験のための旅費	同	左(※注1 一部不支給)
転居費用	支給なし		同 左
社会保険	裁判所共済組合に加入(組合費は給与より徴収)		国民健康保険等に加入(注2)

注1: イのうち東京・横浜・さいたま・千葉の実務修習地の修習生の旅費, かないしキについては、支給されないこととなった。司法修習生が修習を受ける上で不可欠な旅費を支給しているところ、近時の旅費を取り巻く状況も考慮し、旅費を支給すべき範囲について見直しを行ったもの。

注2: 貸与制下においては、国家公務員共済組合法施行令2条2項4号に該当するので、共済組合に加入することはできない。



## 座長試案（法科大学院に対する法的措置等について）

- 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その再生・浮揚に向けた総合的方策を展開し、組織見直しを加速させる。こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まず、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、新たに法的措置を設けることとする。
- 法的措置を行う際の指標としては、司法試験合格状況、教育状況その他のものが考えられるが、具体的な制度の在り方については、新たな検討体制において、上記施策の進捗状況を評価・検証し、2年以内に結論を得るものとする。ただし、施策の進捗の状況によって、導入の必要がない場合には、法的措置の導入を見送ることもあり得る。

※ 法科大学院は、まずは、約7～8割の累積合格率（ある年度の法科大学院修了者のうち司法試験を受験した者の数に対する同修了者の受験期間中の累積合格者数の割合を指す）を目指した上で、最終的には直近合格率（ある年の司法試験における法科大学院修了1年目の者の合格率を指す）で7～8割となることを目指すものとするが、法的措置の対象となる累積合格率や直近合格率の数値の在り方については、新たな検討体制において検討する。また、各法科大学院の修了生の司法試験における累積合格率及び直近合格率については、毎年、文部科学省及び法務省それぞれにおいて、ホームページで公表することとする。

- 優良な成果を上げている法科大学院については、一定の優遇措置を講じることとする。その具体的内容については、新たな検討体制において検討する。
- 共通到達度確認試験については、法科大学院生が自らの学修成果を客観的に把握し、その後の学修に活かせるようにするとともに、法科大学院が法科大学院生に対する指導の際の参考資料とすることができるようにするなどの法科大学院教育の質の向上の観点から、法学未修者だけでなく、法学既修者も含めた制度として制度設計すること及び将来的に司法試験と連動させること（例えば、短答式試験の免除等）も含めて、新たな検討体制において検討するものとする。





## 法科大学院別司法試験総合合格者数・総合合格率等（総合合格率順）

	司法試験結果 H17～23年度合計			入学定員		実入学者数		認証評価 不適合年度(1巡目)	H25年度 公的支援見直し 該当校	裁判官又は 検察官の 派遣の有無
	受験者実数	合格者	合格率	H24年度	H24年度 累計	H24年度	H24年度 累計			
1 一橋大法科大学院	617	494	80.1%	85	85	88	88	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
2 東京大法科大学院	1,743	1,319	75.7%	240	325	229	317			○
3 京大法科大学院	1,226	926	75.5%	160	485	170	487			○
4 慶應義塾大法科大学院	1,507	1,118	74.2%	230	715	230	717			○
5 神戸大法科大学院	578	407	70.4%	80	795	84	801			○
6 千葉大法科大学院	282	193	68.4%	40	835	44	845	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
7 中央大法科大学院	1,782	1,209	67.8%	270	1,105	247	1,092			○
8 北海道大法科大学院	550	334	60.7%	80	1,185	72	1,164	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
9 首都大東京法科大学院	375	226	60.3%	52	1,237	52	1,216			○
10 愛知大法科大学院	155	92	59.4%	30	1,267	8	1,224	H19 [Ⅰ]		○
11 大阪大法科大学院	568	336	59.2%	80	1,347	84	1,308			○
12 名古屋大法科大学院	456	266	58.3%	70	1,417	68	1,376			○
13 早稲田大法科大学院	1,443	804	55.7%	270	1,687	263	1,639			○
14 東北大法科大学院	565	306	54.2%	80	1,767	58	1,697			○
15 大阪市立大法科大学院	378	185	48.9%	60	1,827	55	1,752			○
16 明治大法科大学院	1,160	560	48.3%	170	1,997	131	1,883			○
17 九州大法科大学院	563	261	46.4%	80	2,077	71	1,954			○
18 同志社大法科大学院	800	360	45.0%	120	2,197	54	2,008	H20 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
19 上智大法科大学院	576	257	44.6%	90	2,287	80	2,088			○
20 学習院大法科大学院	293	128	43.7%	50	2,337	45	2,133			○
21 山梨学院大法科大学院	155	64	41.3%	35	2,372	12	2,145	H20 [Ⅰ]		○
22 福岡大法科大学院	102	42	41.2%	30	2,402	11	2,156			○
23 立命館大法科大学院	825	338	41.0%	130	2,532	87	2,243			○
24 広島大法科大学院	243	99	40.7%	48	2,580	29	2,272			○
25 南山大法科大学院	228	91	39.9%	40	2,620	32	2,304			○
26 岡山大法科大学院	204	81	39.7%	45	2,665	36	2,340			○
27 関西学院大法科大学院	623	245	39.3%	100	2,765	46	2,386			○
28 横浜国立大法科大学院	265	104	39.2%	40	2,805	42	2,428			○
29 金沢大法科大学院	162	63	38.9%	25	2,830	23	2,451			○
30 創価大法科大学院	252	95	37.7%	35	2,865	28	2,479			○
31 立教大法科大学院	347	130	37.5%	65	2,930	50	2,529			○
32 成蹊大法科大学院	264	96	36.4%	45	2,975	30	2,559	H20 [Ⅰ]		○
33 中京大法科大学院	114	40	35.1%	25	3,000	13	2,572			○
34 専修大法科大学院	328	113	34.5%	55	3,055	41	2,613			○
35 法政大法科大学院	522	176	33.7%	80	3,135	63	2,676			○
36 関西大法科大学院	632	212	33.5%	100	3,235	40	2,716	H20 [Ⅲ]		○
37 北海学園大法科大学院	79	26	32.9%	25	3,260	15	2,731			○
38 琉球大法科大学院	104	33	31.7%	22	3,282	15	2,746			○
39 広島修道大法科大学院	132	41	31.1%	30	3,312	15	2,761			○
40 近畿大法科大学院	142	43	30.3%	40	3,352	6	2,767			○
41 新潟大法科大学院	220	65	29.5%	35	3,387	5	2,772			○
42 甲南大法科大学院	294	86	29.3%	50	3,437	24	2,796	H20 [Ⅲ]		○
43 名城大法科大学院	156	45	28.8%	40	3,477	16	2,812	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
44 熊本大法科大学院	115	32	27.8%	22	3,499	11	2,823			○
45 静岡大法科大学院	99	26	26.3%	20	3,519	8	2,831	H21 (追評価: H22○) [Ⅱ]		○
46 関東学院大法科大学院	137	35	25.5%	25	3,544	4	2,835	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
47 西南学院大法科大学院	188	47	25.0%	35	3,579	17	2,852			○
48 筑波大法科大学院	130	32	24.6%	36	3,615	35	2,887			○
49 神奈川大法科大学院	164	40	24.4%	35	3,650	8	2,895	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
50 青山学院大法科大学院	222	54	24.3%	50	3,700	11	2,906			○
51 東洋大法科大学院	211	50	23.7%	40	3,740	8	2,914			○
52 日本大法科大学院	518	122	23.6%	80	3,820	34	2,948	H20 (追評価: H23×) [Ⅲ]		○
53 駒澤大法科大学院	176	41	23.3%	36	3,856	9	2,957			○
54 白鶴大法科大学院	101	23	22.8%	20	3,876	5	2,962	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
55 明治学院大法科大学院	288	63	21.9%	40		5				○
56 東北学院大法科大学院	109	22	20.2%	30	3,906	2	2,964	H20 [Ⅲ]		○
57 香川大法科大学院	114	23	20.2%	20	3,926	6	2,970	H19 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
58 大宮法科大学院大学	305	61	20.0%	50		11				○
59 久留米大法科大学院	126	25	19.8%	30	3,956	6	2,976			○
60 島根大法科大学院	91	18	19.8%	20	3,976	3	2,979		○	○
61 神戸学院大法科大学院	98	19	19.4%	35		2		H20 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
62 桐蔭横浜大法科大学院	228	43	18.9%	50	4,026	20	2,999			○
63 獨協大法科大学院	209	38	18.2%	30	4,056	9	3,008			○
64 國學院大法科大学院	177	30	16.9%	40	4,096	11	3,019			○
65 駿河台大法科大学院	286	46	16.1%	48		5				○
66 大東文化大法科大学院	163	26	16.0%	40	4,136	24	3,043		○	○
67 東海大法科大学院	151	23	15.2%	30	4,166	11	3,054	H20 [Ⅰ]	○	○
68 信州大法科大学院	112	17	15.2%	18	4,184	18	3,072			○
69 龍谷大法科大学院	171	24	14.0%	25	4,209	26	3,098			○
70 京都産業大法科大学院	180	22	12.2%	32	4,241	12	3,110	H20 [Ⅰ]		○
71 鹿児島大法科大学院	104	12	11.5%	15	4,256	5	3,115	H20 [Ⅰ]		○
72 愛知学院大法科大学院	88	10	11.4%	25	4,281	6	3,121	H21 (追評価: H23○) [Ⅲ]	○	○
73 大阪学院大法科大学院	137	13	9.5%	30	4,311	6	3,127	H20 [Ⅲ]		○
74 姫路獨協大法科大学院	74	3	4.1%	募集停止				H20 [Ⅰ]		○
総計	27,282	13,149	48.2%	4,484	4,311	3,150	3,127			

※受験者実数とは、(新)司法試験を1回以上受けた者の数。

※「認証評価不適合年度(1巡目)」に記載の【Ⅰ】は(公財)日弁連法務研究財団、【Ⅱ】は(独)大学評価・学位授与機構、【Ⅲ】は(財)大学基準協会が認証評価を受けたことを表す。

# 法科大学院の設置状況

(平成24年度定員)

(注) ☆は昼夜開講法科大学院  
★は夜間開講法科大学院

【北海道】 北海道80 ☆北海学園25		【青森県】	
【山口県】	【島根県】 島根20	【鳥取県】	【福井県】
【広島県】 広島48 広島修道30	【岡山県】 岡山45	【兵庫県】 神戸80 関西学院100 甲南50 神戸学院35 姫路獨協一	【京都府】 京都160 同志社120 立命館130 龍谷25 京都産業32
【愛媛県】 愛媛	【香川県】 香川	【滋賀県】	【石川県】 金沢25
【高知県】	【徳島県】	【奈良県】	【富山県】
【福岡県】 九州80 福岡30 西南学院35 久留米30	【長崎県】	【三重県】	【新潟県】 新潟35
【熊本県】 熊本22	【佐賀県】	【和歌山県】	【山梨県】 山梨学院35
【鹿児島県】 鹿児島15	【大分県】	【三重県】 愛知30 名古屋70 南山40 中京25 ☆名城40 愛知学院25	【群馬県】
【沖縄】 琉球22	【宮崎県】	【岐阜県】	【茨城県】
		【静岡県】 静岡20	【千葉県】 千葉40
		【東京都】 一橋85 東京240 慶応230 中央270 首都大52 早稲田270 明治170 上智90 学習院50 創価35 立教65 ☆成蹊45 専修55 法政80 ★筑波36 青山学院50 東洋40 日本80 駒澤36 明治学院40 國學院40 駿河台48 ☆大東文化40 東海30	【東京都】 一橋85 東京240 慶応230 中央270 首都大52 早稲田270 明治170 上智90 学習院50 創価35 立教65 ☆成蹊45 専修55 法政80 ★筑波36 青山学院50 東洋40 日本80 駒澤36 明治学院40 國學院40 駿河台48 ☆大東文化40 東海30
		【神奈川県】 横浜国立40 関東学院25 神奈川35 ☆桐蔭横浜50	【神奈川県】 横浜国立40 関東学院25 神奈川35 ☆桐蔭横浜50

## 総括表

平成24年度現在

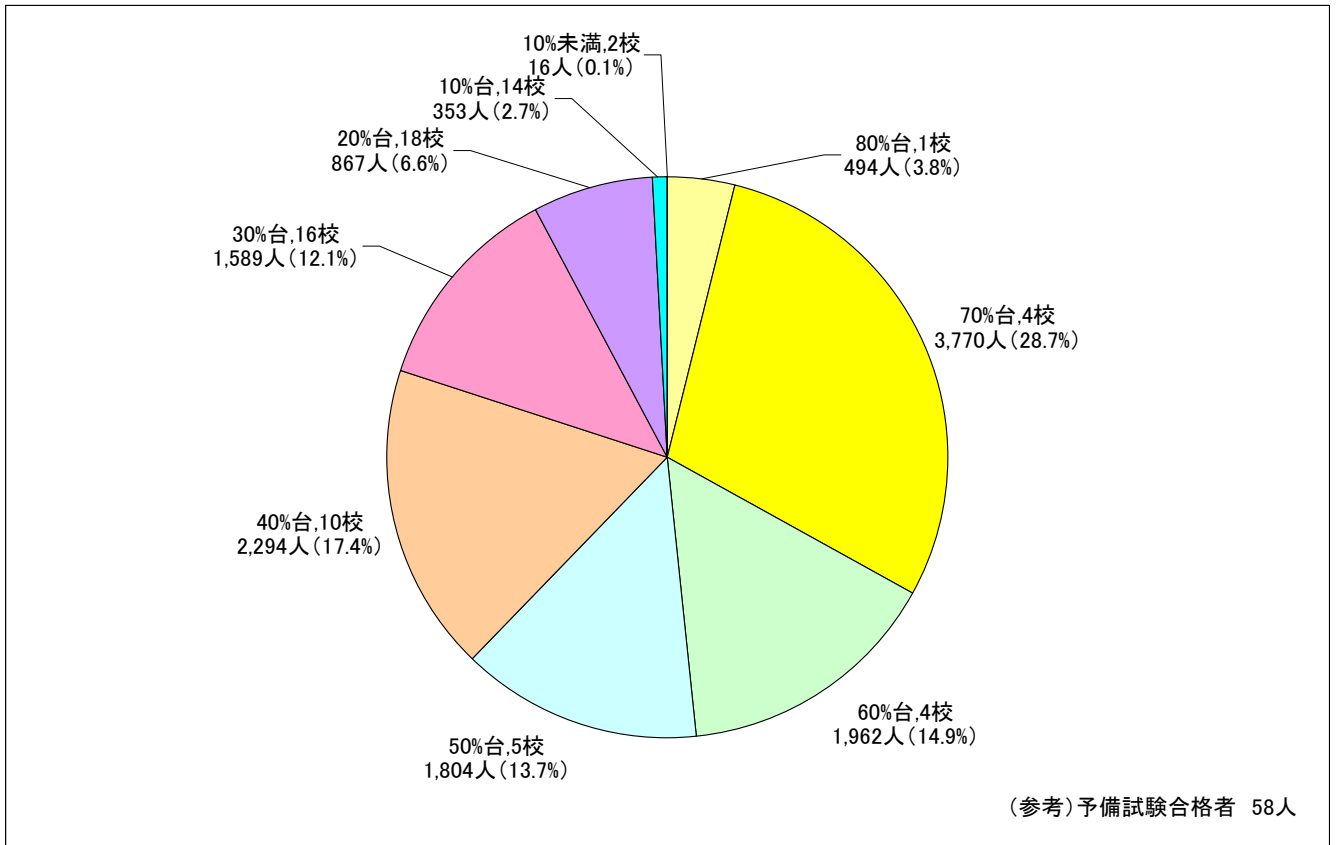
	校数	定員	入学者数
国立	23校	1,361名	1,204名
公立	2校	112名	107名
私立	49校	3,011名	1,839名
計	74校	4,484名	3,150名

北海道	2校 105名
東北	2校 110名
関東	32校 2,467名
甲信越	3校 88名

東海	7校 250名
北陸	1校 25名
近畿	15校 1,042名
中国	4校 143名

四国	1校 20名
九州	6校 212名
沖縄	1校 22名

法科大学院別司法試験総合合格者数・総合合格率等(総合合格率順)





## 座長試案（司法試験について）

### 1 受験回数制限

受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年間に5回まで受験できるよう、その制限を緩和する（なお、既に3回受験して受験資格を失った者であっても法科大学院修了又は予備試験合格後5年を経過していない場合には、受験資格を認めることとなる）。

### 2 方式・内容，合格基準・合格者決定

法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，司法試験の論文式試験の選択科目を廃止する。

また，司法試験の短答式試験の科目削減等についても新たな検討体制において検討する。

なお，現在の司法試験の選択科目とされている分野については，新たな活動領域と密接に関連することから，法科大学院における教育を充実させる。

（注）法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ，予備試験の在り方について新たな検討体制において検討する。

※ 共通到達度確認試験については，法科大学院生が自らの学修成果を客観的に把握し，その後の学修に活かせるようにするとともに，法科大学院が法科大学院生に対する指導の際の参考資料とすることができるようにするなどの法科大学院教育の質の向上の観点から，法学未修者だけでなく，法学既修者も含めた制度として制度設計すること及び将来的には司法試験と連動させること（例えば，短答式試験の免除等）も含めて，新たな検討体制において検討するものとする。その際，司法試験の短答式試験の科目削減等との関係も考慮する。



## 司法試験の受験資格等について

### 1 受験資格

- ① 法科大学院課程の修了者
- ② 司法試験予備試験の合格者

(注) 司法試験予備試験は、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかを判定

### 2 受験回数制限

- (1) 法科大学院の修了後又は司法試験予備試験の合格後、5年の期間内に3回の範囲内で受験可能。
- (2) 一度受験資格を喪失しても、予備試験に合格して、法科大学院修了者と同様の学識等を有すると認められることなどにより、他の受験資格で司法試験の受験を続けることは可能。

(注) ○ 司法試験を受けた者は、5年の受験期間には他の受験資格に基づく司法試験の受験不可。

○ 5年の受験期間が経過した後であっても、最後に司法試験を受けてから2年を経過していない場合には、他の受験資格に基づく司法試験の受験不可。

(参考) 司法試験法 (昭和24年5月31日法律第140号) (抜粋)

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第九十九条第二項 に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。) の課程 (次項において「法科大学院課程」という。) を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

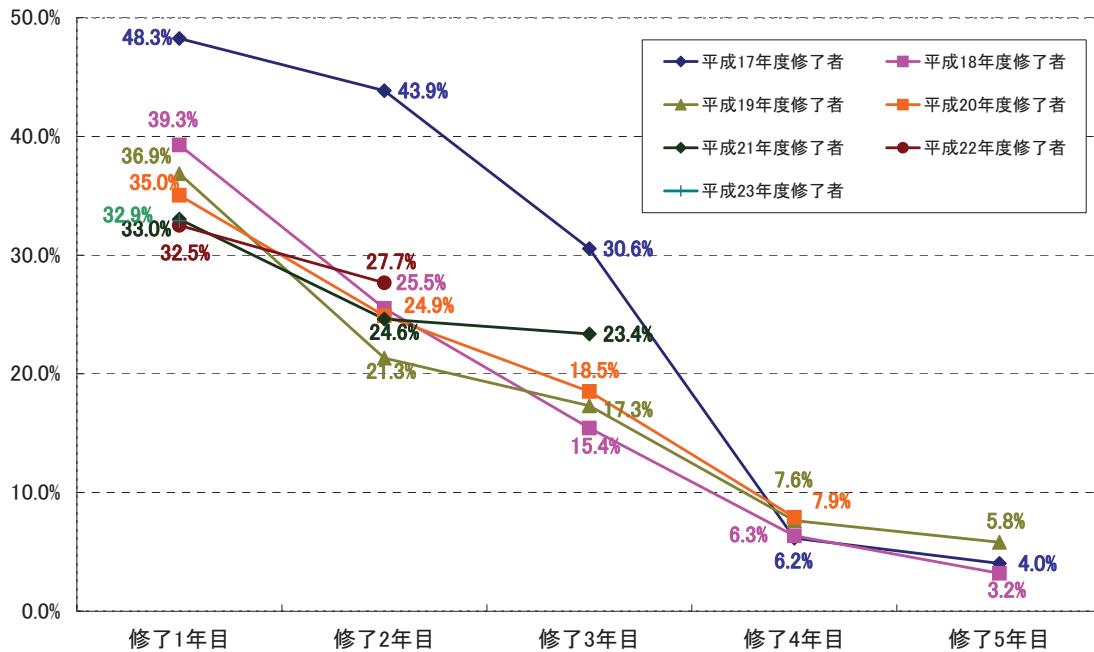
二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

- 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格 (同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。) に対応する受験期間 (前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。) においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。



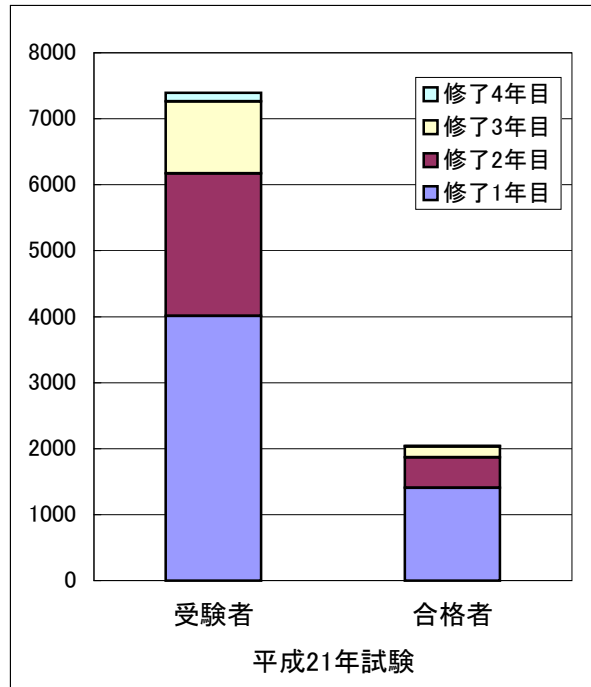
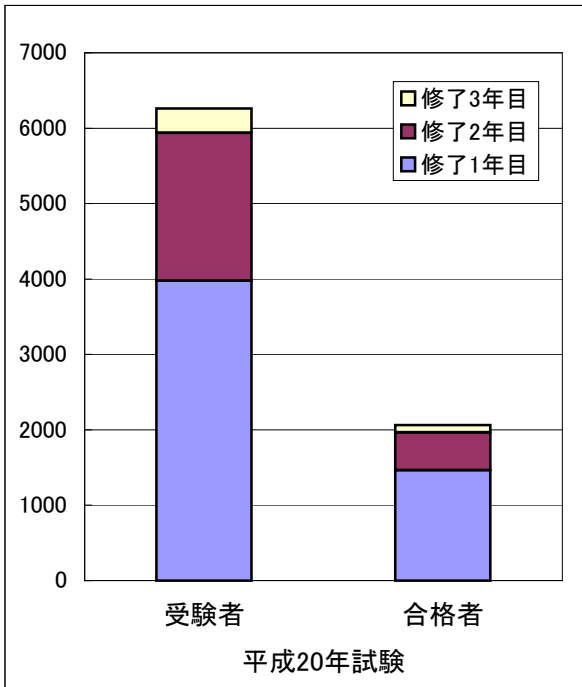
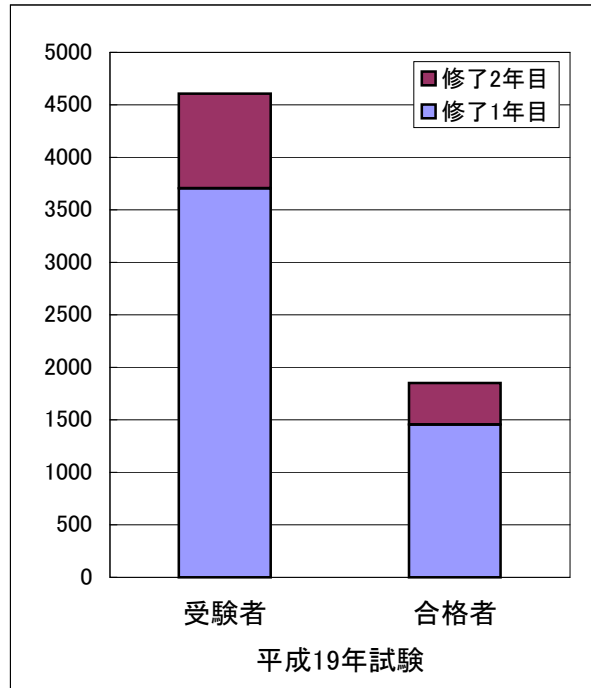
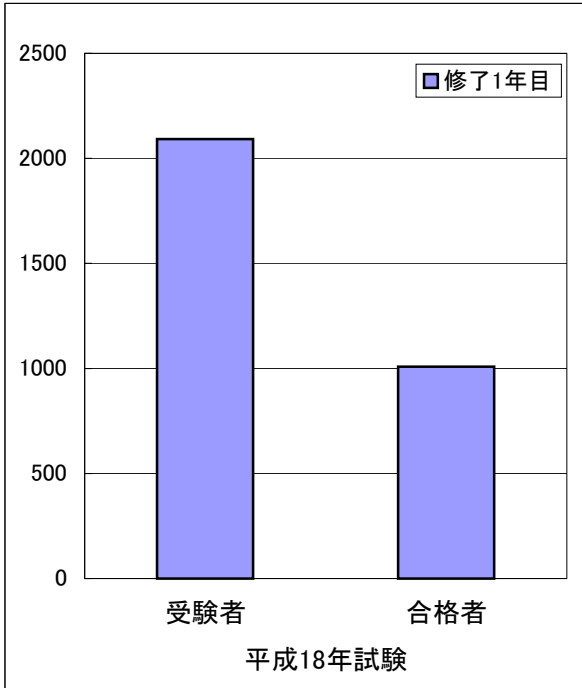


## 司法試験修了年度別合格状況

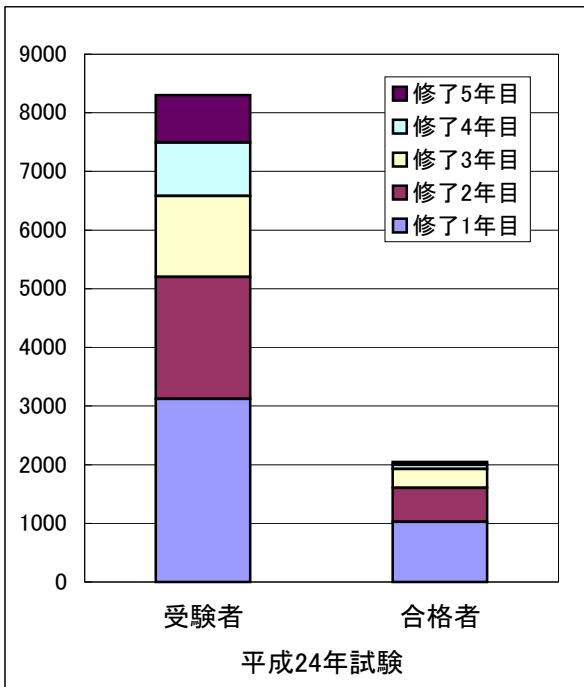
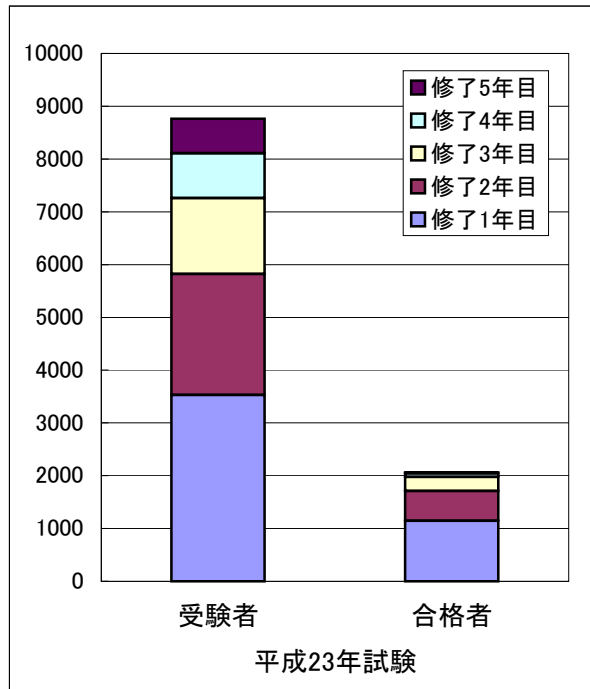
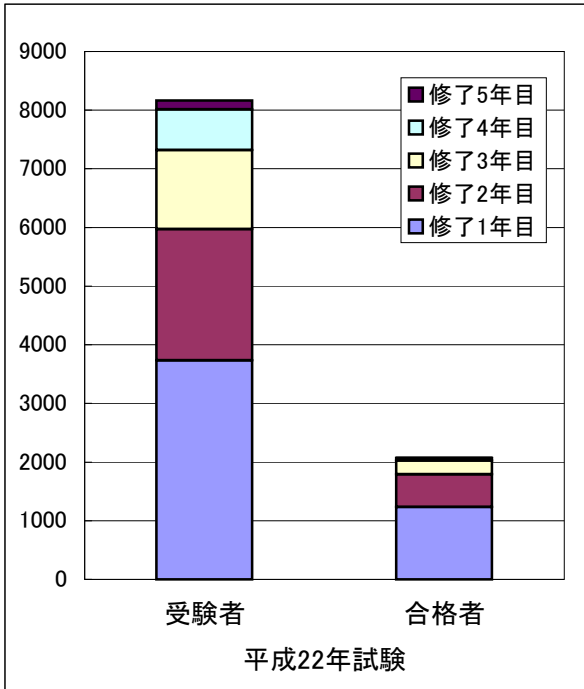


		修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
平成17年度修了者 (H18～H22試験の受験)	受験者	平成18年試験 2091	平成19年試験 903	平成20年試験 324	平成21年試験 130	平成22年試験 149
	合格者	1009	396	99	8	6
	合格率	48.3%	43.9%	30.6%	6.2%	4.0%
平成18年度修了者 (H19～H23試験の受験)	受験者	平成19年試験 3704	平成20年試験 1960	平成21年試験 1089	平成22年試験 693	平成23年試験 658
	合格者	1455	500	168	44	21
	合格率	39.3%	25.5%	15.4%	6.3%	3.2%
平成19年度修了者 (H20～H24試験の受験)	受験者	平成20年試験 3977	平成21年試験 2161	平成22年試験 1352	平成23年試験 851	平成24年試験 809
	合格者	1466	461	234	65	47
	合格率	36.9%	21.3%	17.3%	7.6%	5.8%
平成20年度修了者 (H21～H25試験の受験)	受験者	平成21年試験 4012	平成22年試験 2237	平成23年試験 1432	平成24年試験 910	平成25年試験
	合格者	1406	557	265	72	
	合格率	35.0%	24.9%	18.5%	7.9%	
平成21年度修了者 (H22～H26試験の受験)	受験者	平成22年試験 3732	平成23年試験 2295	平成24年試験 1383	平成25年試験	平成26年試験
	合格者	1233	565	323		
	合格率	33.0%	24.6%	23.4%		
平成22年度修了者 (H23～H27試験の受験)	受験者	平成23年試験 3529	平成24年試験 2078	平成25年試験	平成26年試験	平成27年試験
	合格者	1147	575			
	合格率	32.5%	27.7%			
平成23年度修了者 (H24～H28試験の受験)	受験者	平成24年試験 3122	平成25年試験	平成26年試験	平成27年試験	平成28年試験
	合格者	1027				
	合格率	32.9%				

平成18年～24年(新)司法試験受験状況



平成18年～24年(新)司法試験受験状況





【合格者数→1,500人】

受験回数制限に係るシミュレーション  
(5年間に3回受験できる現行制度)

司法試験受験者数	修了年度	修了者数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	H17	2,176	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H18	4,418	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H19	4,911	809	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H20	4,994	910	811	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H21	4,792	1,383	879	782	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H22	4,535	2,078	1,300	821	728	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H23	3,937	3,122	1,784	1,105	686	606	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H24	3,426		2,717	1,525	919	559	492	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H25	2,823			2,239	1,198	696	418	369	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H26	2,354				1,867	934	532	321	283	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H27	2,354					1,867	903	516	309	272	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H28	2,354						1,867	905	514	308	271	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H29	2,354							1,867	896	507	304	267	(5年経過)	(5年経過)
	H30	2,354								1,867	891	504	301	265	(5年経過)
	H31	2,354									1,867	890	503	301	(5年経過)
	H32	2,354										1,867	889	503	(5年経過)
H33	2,354											1,867	888	(5年経過)	
H34	2,354												1,867	(5年経過)	
合計		8,302	7,491	6,472	5,398	4,662	4,212	3,978	3,869	3,845	3,836	3,827	3,824		

司法試験合格者数	修了年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	累積合格者数	累積合格率	
	H17													1,518	69.8%	
	H18													2,188	49.5%	
	H19		47											2,273	46.3%	
	H20		72	49										2,349	47.0%	
	H21		323	73	53									2,247	46.9%	
	H22		575	319	77	57								2,175	48.0%	
	H23		1,027	519	305	73	50							1,974	50.1%	
	H24			939	497	291	63	41						1,831	53.4%	
	H25				868	449	234	47	31					1,629	57.7%	
	H26					830	372	177	36	23				1,438	61.1%	
	H27						881	357	176	35	24			1,473	62.6%	
	H28							877	365	176	35	24		1,477	62.7%	
	H29								892	364	175	35	22	1,488	63.2%	
	H30									901	363	174	35	22	1,495	63.5%
	H31										902	363	174	35		
	H32											903	363	174		
H33												905	363			
H34													905			
合計		2,044	1,899	1,800	1,700	1,600	1,499	1,500	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499			
合格率		24.6%	25.4%	27.8%	31.5%	34.3%	35.6%	37.7%	38.7%	39.0%	39.1%	39.2%	39.2%			

## 【※計算上の想定】

- 各年度の修了者数  
平成24年度までは実績値。平成25年度及び平成26年度は前年度既修了者数と前々年度未修了者数の総数に0.8（仮定修了率）を乗じた数。平成27年度以降は平成26年度と同じと想定。
- 司法試験受験者数  
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、各年度ごとの修了者数から前年度までの合格者数を差し引いた受験資格者数に受験率（平成24年試験の実績値）（注）を乗じた想定受験者数の総和により算出。  
（注）平成24年試験受験率  
修了1年目79.3%、同2年目61.3%、同3年目46.2%、同4年目32.9%、同5年目30.1%
- 司法試験合格者数  
平成24年試験は実績値。平成25年から平成29年まで100人ずつ減少し、同年以降は1,500人で固定する（ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。）。  
※ 具体的な計算方法  
○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率（平成24年試験実績（注））を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が上記の合格者数となるよう比例計算をする。  
（注）平成24年試験合格率  
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%  
○ 例えば、平成25年の各年度ごとの合格者数は、次のとおり算出した。  
・ 想定合格者数 合計1808（次の各年度ごとの合計）  
修了1年目894（2,717×32.9%）、同2年目494（1,784×27.7%）、同3年目304（1,300×23.4%）  
同4年目69（879×7.9%）、同5年目47（811×5.8%）  
・ 合格者数が1900になるよう、上記の各数字に1,900/1,808を乗じることにより比例計算をする。
- 予備試験合格者の取扱い  
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

【合格者数→1,500人】

受験回数制限に係るシミュレーション  
(5年間に5回受験できるよう緩和した場合①)

	修了年度	修了者数	試験年度											累積合格者	累積合格率		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			H35	
司法試験受験者数	H17	2,176	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)			
	H18	4,418	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H19	4,911	809	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H20	4,994	910	811	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H21	4,792	1,383	879	782	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H22	4,535	2,078	1,300	821	2,248	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H23	3,937	3,122	1,784	1,105	1,952	1,693	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H24	3,426		2,717	1,525	1,881	1,407	1,210	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H25	2,823			2,239	1,867	1,344	978	840	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H26	2,354				2,236	1,531	1,066	770	658	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H27	2,354					2,236	1,467	1,012	724	618	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H28	2,354						2,236	1,450	987	701	599	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H29	2,354							2,236	1,426	963	682	582	(5年経過)	(5年経過)		
	H30	2,354								2,236	1,411	950	672	573			
	H31	2,354									2,236	1,405	944	667			
	H32	2,354										2,236	1,401	940			
H33	2,354											2,236	1,399				
H34	2,354													2,236			
合計		8,302	7,491	6,472	10,184	8,211	6,957	6,308	6,031	5,929	5,872	5,835	5,815				
司法試験合格者数	修了年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	累積合格者	累積合格率	
	H17														1,518	69.8%	
	H18														2,188	49.5%	
	H19		47												2,273	46.3%	
	H20		72	49											2,349	47.0%	
	H21		323	73	53										2,247	46.9%	
	H22		575	319	77	112									2,230	49.2%	
	H23		1,027	519	305	132	93								2,076	52.7%	
	H24			939	497	378	106	68							1,988	58.0%	
	H25				868	445	299	75	49						1,736	61.5%	
	H26					633	403	243	62	39					1,380	58.6%	
	H27						700	396	239	59	37				1,431	60.8%	
	H28							718	406	238	57	37			1,456	61.9%	
	H29								743	407	234	56	36		1,476	62.7%	
	H30									758	406	232	56	35	1,487	63.2%	
	H31										765	406	231	56			
H32											769	406	231				
H33												771	407				
H34													772				
合計		2,044	1,899	1,800	1,700	1,601	1,500	1,499	1,501	1,499	1,500	1,500	1,501				
合格率		24.6%	25.4%	27.8%	16.7%	19.5%	21.6%	23.8%	24.9%	25.3%	25.5%	25.7%	25.8%				

## 【※計算上の想定】

- 1 各年度の修了者数  
平成24年度までは実績値。平成25年度及び平成26年度は前年度既修入学者と前々年度未修入学者の総数に0.8（仮定修了率）を乗じた数。平成27年度以降は平成26年度と同じと想定。
  - 2 司法試験受験者数  
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、全受験資格者数（修了後5年以内の全修了者数から累積合格者数を控除した数）に、以下の受験率（受験資格期間中に断念する割合を考慮した仮定受験率）（注）を乗じた数  
（注）仮定受験率 修了1年目95%、同2年目95.5%、同3年目94.5%、同4年目93.6%、同5年目93%
  - 3 制度導入時期・経過措置  
5年間に5回受験できるようにする制度は、平成27年から導入し、同年の時点で法科大学院修了後5年以内の者は全員受験できることとする。
  - 4 司法試験合格者数  
平成24年試験は実績値。平成25年から平成29年まで100人ずつ減少し、同年以降は1,500人で固定する（ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。）。
- ※ 具体的な計算方法
- 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率（平成24年試験実績（注））を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が上記の合格者数となるよう比例計算をする。  
（注）平成24年受験合格率  
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%
  - 例えば、平成25年の各年度ごとの合格者数は、次のとおり算出した。  
・ 想定合格者数 合計1808（次の各年度ごとの合計）  
修了1年目894（2,717×32.9%）、同2年目494（1,784×27.7%）、同3年目304（1,300×23.4%）  
同4年目69（879×7.9%）、同5年目47（811×5.8%）  
・ 合格者数が1900になるよう、上記の各数字に1,900/1,808を乗じることにより比例計算をする。
- 5 予備試験合格者の取扱い  
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

【合格者数→1,500人】

受験回数制限に係るシミュレーション  
(5年間に5回受験できるよう緩和した場合②)

	修了年度	修了者数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	累積合格者数	累積合格率
				(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)			(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
司法試験受験者数	H17	2,176				263	252									
	H18	4,418				1,150	1,102									
	H19	4,911	809			1,583	1,517									
	H20	4,994	910	811		1,852	1,775									
	H21	4,792	1,383	879	782	2,036	1,952									
	H22	4,535	2,078	1,300	821	2,248	2,155									
	H23	3,937	3,122	1,784	1,105	1,952	1,713									
	H24	3,426		2,717	1,525	1,881	1,466	1,286								
	H25	2,823				2,239	1,867	1,415	1,104	952						
	H26	2,354					2,236	1,632	1,237	911	782					
	H27	2,354						2,236	1,634	1,153	834	714				
	H28	2,354							2,236	1,493	1,032	739	632			
	H29	2,354								2,236	1,454	991	705	602		
	H30	2,354									2,236	1,429	967	686	586	
	H31	2,354										2,236	1,414	953	674	
	H32	2,354											2,236	1,407	945	
H33	2,354												2,236	1,402		
H34	2,354														2,236	
合計			8,302	7,491	6,472	17,068	17,215	7,497	6,745	6,338	6,109	5,954	5,884	5,843		
司法試験合格者数	H17					11	11								1,540	70.8%
	H18					48	46								2,282	51.7%
	H19		47			66	63								2,402	48.9%
	H20		72	49		77	74								2,500	50.1%
	H21		323	73	53	84	81								2,412	50.3%
	H22		575	319	77	93	89								2,300	50.7%
	H23		1,027	519	305	110	71								2,032	51.6%
	H24			939	497	315	83	69							1,903	55.5%
	H25				868	370	236	80	53						1,607	56.9%
	H26					527	323	264	70	45					1,229	52.2%
	H27						525	414	262	66	42				1,309	55.6%
	H28							673	401	242	59	38			1,413	60.0%
	H29								714	405	238	58	37		1,452	61.7%
	H30									740	406	234	56	36	1,472	62.5%
	H31										755	406	233	56		
	H32											763	407	231		
H33												768	406			
H34													771			
合計			2,044	1,899	1,800	1,701	1,602	1,500	1,500	1,498	1,500	1,499	1,501	1,500		
合格率			24.6%	25.4%	27.8%	10.0%	9.3%	20.0%	22.2%	23.6%	24.6%	25.2%	25.5%	25.7%		

## 【※計算上の想定】

- 各年度の修了者数  
平成24年度までは実績値。平成25年度及び平成26年度は前年度既修了入学者と前々年度未修了入学者の総数に0.8（修了率）を乗じた数。平成27年度以降は平成26年度と同じと想定。
- 司法試験受験者数  
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、全受験資格者数（修了後5年以内の全修了者数から累積合格者数を控除した数）に、以下の受験率を乗じた数（受験資格期間中に断念する割合を考慮）  
修了1年目95%、同2年目95.5%、同3年目94.5%、同4年目93.6%、同5年目93%
- 制度導入時期・経過措置  
5年間に5回受験できるようにする制度は、平成27年から導入し、同年の時点で法科大学院修了後5年以内の者は全員受験できることとする。  
また、既に5年を経過した者については、平成27年及び平成28年に限り、最大限2回受験できることとする。その場合の受験率は、以下のとおりとする。  
修了後6年目80%、同7年目70%、同8年目60%、同9年目50%、同10年目40%
- 司法試験合格者数  
平成24年試験は実績値。平成25年から平成29年まで100人ずつ減少し、同年以降は1,500人で固定する（ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。）。  
※ 具体的な計算方法  
○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率（平成24年試験実績（注））を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が上記の合格者となるよう比例計算をする。  
（注）平成24年受験合格率  
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%  
○ 例えば、平成25年の各年度ごとの合格者数は、次のとおり算出した。  
・ 想定合格者数 合計1808（次の各年度ごとの合計）  
修了1年目894（2,717×32.9%）、同2年目494（1,784×27.7%）、同3年目304（1,300×23.4%）  
同4年目69（879×7.9%）、同5年目47（811×5.8%）  
・ 合格者数が1900になるよう、上記の各数字に1,900/1,808を乗じることにより比例計算をする。
- 予備試験合格者の取扱い  
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

【合格者数2,000人】

受験回数制限に係るシミュレーション  
(5年間に3回受験できる現行制度)

	修了年度	修了者数	(5年経過)											累積合格者数	累積合格率				
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			H35			
司法試験受験者数	H17	2,176																	
	H18	4,418																	
	H19	4,911	809																
	H20	4,994	910	811															
	H21	4,792	1,383	879	781														
	H22	4,535	2,078	1,300	815	720													
	H23	3,937	3,122	1,784	1,092	667	584												
	H24	3,426		2,717	1,494	874	512	446											
	H25	2,823			2,239	1,135	619	351	304										
	H26	2,354				1,867	830	426	235	203									
	H27	2,354					1,867	735	360	196	169								
	H28	2,354						1,867	669	318	172	147							
	H29	2,354							1,867	625	291	156	134						
	H30	2,354								1,867	595	274	146	125					
	H31	2,354									1,867	579	264	140					
	H32	2,354										1,867	566	257					
H33	2,354											1,867	560						
H34	2,354													1,867					
合計		8,302	7,491	6,421	5,263	4,412	3,825	3,435	3,209	3,094	3,023	2,977	2,949						
司法試験合格者数	H17																1,518	69.8%	
	H18																2,188	49.5%	
	H19		47														2,273	46.3%	
	H20		72	52													2,352	47.1%	
	H21		323	76	59												2,256	47.1%	
	H22		575	336	84	68											2,210	48.7%	
	H23		1,027	546	338	86	64										2,061	52.3%	
	H24			989	546	334	75	53									1,997	58.3%	
	H25				972	511	273	58	39								1,853	65.6%	
	H26					1,000	433	206	41	27							1,707	72.5%	
	H27						1,155	420	183	34	23						1,815	77.1%	
	H28							1,263	402	167	32	21					1,885	80.1%	
	H29								1,335	390	156	28	19				1,928	81.9%	
	H30									1,383	379	149	28	17			1,956	83.1%	
	H31										1,410	373	145	26					
	H32											1,430	368	142					
H33												1,440	366						
H34														1,450					
合計		2,044	1,999	1,999	1,999	2,000	2,000	2,000	2,001	2,000	2,001	2,000	2,001						
合格率		24.6%	26.7%	31.1%	38.0%	45.3%	52.3%	58.2%	62.4%	64.6%	66.2%	67.2%	67.9%						

## 【※計算上の想定】

- 各年度の修了者数  
平成24年度までは実績値。平成25年度及平成26年度は前年度既修入学者と前々年度未修入学者の総数に0.8（仮定修了率）を乗じた数。平成27年度以降は平成26年度と同じと想定。
- 司法試験受験者数  
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、各年度ごとの修了者数から前年度までの合格者数を差し引いた受験資格者数に受験率（平成24年試験の実績値）（注）を乗じた想定受験者数の総和により算出。  
（注）平成24年試験受験率  
修了1年目79.3%、同2年目61.3%、同3年目46.2%、同4年目32.9%、同5年目30.1%
- 司法試験合格者数  
平成24年試験は実績値。平成25年以降は2,000人で固定する（ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。）  
※ 具体的な計算方法  
○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率（平成24年試験実績（注））を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が2,000人になるよう比例計算をする。  
（注）平成24年試験合格率  
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%  
○ 例えば、平成25年の各年度修了者ごとの合格者数は、次のとおり算出した。  
・ 想定合格者数 合計1808（次の各年度ごとの合計）  
修了1年目894（2,717×32.9%）、同2年目494（1,784×27.7%）、同3年目304（1,300×23.4%）  
同4年目69（879×7.9%）、同5年目47（811×5.8%）  
・ 合格者数が2,000になるよう、上記の各数字に2,000/1,808を乗じることにより比例計算をする。
- 予備試験合格者の取扱い  
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。



【合格者数2,000人】

受験回数制限に係るシミュレーション  
(5年間に5回受験できるよう緩和した場合①)

	修了年度	修了者数	試験年度											累積合格者	累積合格率		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			H35	
司法試験受験者数	H17	2,176	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)			
	H18	4,418	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H19	4,911	809	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H20	4,994	910	811	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H21	4,792	1,383	879	781	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H22	4,535	2,078	1,300	815	2,225	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H23	3,937	3,122	1,784	1,092	1,896	1,618	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H24	3,426		2,717	1,494	1,788	1,266	1,061	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H25	2,823			2,239	1,768	1,189	787	650	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H26	2,354				2,236	1,405	868	543	444	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H27	2,354					2,236	1,256	721	431	350	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H28	2,354						2,236	1,139	618	358	289	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)		
	H29	2,354							2,236	1,056	549	313	251	(5年経過)	(5年経過)		
	H30	2,354									2,236	997	503	281	225		
	H31	2,354										2,236	953	471	260		
	H32	2,354											2,236	924	448		
H33	2,354												2,236	901			
H34	2,354														2,236		
合計			8,302	7,491	6,421	9,913	7,714	6,208	5,289	4,785	4,490	4,294	4,163	4,070			
司法試験合格者数	修了年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	累積合格者	累積合格率	
	H17														1,518	69.8%	
	H18														2,188	49.5%	
	H19		47												2,273	46.3%	
	H20		72	52											2,352	47.1%	
	H21		323	77	59										2,257	47.1%	
	H22		575	336	84	134									2,276	50.2%	
	H23		1,027	546	338	156	118								2,185	55.5%	
	H24			988	546	435	125	88							2,182	63.7%	
	H25				972	510	348	88	58						1,976	70.0%	
	H26					765	487	288	66	42					1,648	70.0%	
	H27						921	493	260	55	34				1,763	74.9%	
	H28							1,043	485	235	47	29			1,839	78.1%	
	H29								1,130	475	215	43	26		1,889	80.3%	
	H30									1,192	465	203	39	23	1,922	81.7%	
	H31										1,238	455	193	37			
H32											1,268	450	187				
H33												1,292	444				
H34													1,308				
合計			2,044	1,999	1,999	2,000	1,999	2,000	1,999	1,999	1,999	1,998	2,000	1,999			
合格率			24.6%	26.7%	31.1%	20.2%	25.9%	32.2%	37.8%	41.8%	44.5%	46.5%	48.0%	49.1%			

## 【※計算上の想定】

## 1 各年度の修了者数

平成24年度までは実績値。平成25年度及び平成26年度は前年度既修入学者と前々年度未修入学者の総数に0.8(修了率)を乗じた数。平成27年度以降は平成26年度と同じと想定。

## 2 司法試験受験者数

平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、全受験資格者数(修了後5年以内の全修了者数から累積合格者数を控除した数)に、以下の受験率を乗じた数(受験資格期間中に断念する割合を考慮)

修了1年目95%、同2年目95.5%、同3年目94.5%、同4年目93.6%、同5年目93%

## 3 制度導入時期・経過措置

5年間に5回受験できるようにする制度は、平成27年から導入し、同年の時点で法科大学院修了後5年以内の者は全員受験できることとする。

## 4 司法試験合格者数

平成24年試験は実績値。平成25年試験は実績値。平成25年以降は2,000人で固定する(ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。)

## ※ 具体的な計算方法

○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率(平成24年試験実績(注))を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が2,000人になるよう比例計算をする。

(注)平成24年受験合格率

修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%

○ 例えば、平成25年の各年度修了者ごとの合格者数は、次のとおり算出した。

・想定合格者数 合計1808(次の各年度ごとの合計)

修了1年目894(2,717×32.9%)、同2年目494(1,784×27.7%)、同3年目304(1,300×23.4%)

同4年目69(879×7.9%)、同5年目47(811×5.8%)

・合格者数が2000になるよう、上記の各数字に2,000/1,808を乗じることにより比例計算をする。

## 5 予備試験合格者の取扱い

予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

【合格者数2,000人】

受験回数制限に係るシミュレーション  
(5年間に5回受験できるよう緩和した場合②)

司法試験受験者数	修了年度	修了者数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	H17	2,176	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	263	250	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H18	4,418	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	1,150	1,092	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H19	4,911	809	(5年経過)	(5年経過)	1,583	1,504	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H20	4,994	910	811	(5年経過)	1,849	1,757	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H21	4,792	1,383	879	781	2,029	1,927	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H22	4,535	2,078	1,300	815	2,225	2,114	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H23	3,937	3,122	1,784	1,092	1,896	1,643	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H24	3,426		2,717	1,494	1,787	1,336	1,151	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H25	2,823			2,239	1,768	1,272	932	777	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H26	2,354				2,236	1,530	1,075	700	578	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H27	2,354					2,236	1,485	899	558	456	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H28	2,354						2,236	1,222	694	414	335	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
	H29	2,354							2,236	1,119	602	348	281	(5年経過)	(5年経過)
	H30	2,354								2,236	1,042	539	305	245	(5年経過)
	H31	2,354									2,236	987	496	276	(5年経過)
	H32	2,354										2,236	945	464	(5年経過)
H33	2,354											2,236	917	(5年経過)	
H34	2,354													2,236	(5年経過)
合計			8,302	7,491	6,421	16,786	16,661	6,879	5,834	5,185	4,750	4,445	4,263	4,138	

司法試験合格者数	修了年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	累積合格者	累積合格率	
	H17				13	14									1,545	71.0%
	H18				58	58									2,304	52.2%
	H19		47		79	81									2,433	49.5%
	H20		72	52	92	94									2,538	50.8%
	H21		323	76	59	102	104								2,462	51.4%
	H22		575	336	84	111	114								2,367	52.2%
	H23		1,027	546	338	129	88								2,128	54.1%
	H24			989	546	360	98	87							2,080	60.7%
	H25				972	422	276	96	65						1,831	64.9%
	H26					634	392	327	79	53					1,485	63.1%
	H27						681	534	303	68	42				1,628	69.2%
	H28							956	488	252	54	32			1,782	75.7%
	H29								1,064	482	230	46	28		1,850	78.6%
	H30									1,145	472	213	42	25	1,897	80.6%
	H31										1,202	462	201	39		
	H32											1,246	454	192		
H33												1,276	448			
H34													1,297			
合計		2,044	1,999	1,999	2,000	2,000	2,000	1,999	2,000	2,000	1,999	2,001	2,001			
合格率		24.6%	26.7%	31.1%	11.9%	12.0%	29.1%	34.3%	38.6%	42.1%	45.0%	46.9%	48.4%			

## 【※計算上の想定】

- 各年度の修了者数  
平成24年度までは実績値。平成25年度及び平成26年度は前年度既修了者数と前々年度未修了者数の総数に0.8（修了率）を乗じた数。平成27年度以降は平成26年度と同じと想定。
- 司法試験受験者数  
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、全受験資格者数（修了後5年以内の全修了者数から累積合格者数を控除した数）に、以下の受験率を乗じた数（受験資格期間中に断念する割合を考慮）  
修了1年目95%、同2年目95.5%、同3年目94.5%、同4年目93.6%、同5年目93%
- 制度導入時期・経過措置  
5年間に5回受験できるようにする制度は、平成27年から導入し、その時点で法科大学院修了後5年以内の者は全員受験できることとする。また、5年経過した者については、平成27年及び平成28年に限り、最大2回受験できることとする。その場合の受験率は以下のとおりとする。  
修了後6年目80%、同7年目70%、同8年目60%、同9年目50%、同10年目40%
- 司法試験合格者数  
平成24年試験は実績値。平成25年以降は2,000人で固定する（ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。）  
※ 具体的な計算方法  
○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率（平成24年試験実績（注））を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が2,000人になるよう比例計算をする。  
なお、平成25年及び平成26年の修了6年目以上の者の合格率は、修了5年目の合格率と同じものとする。  
（注）平成24年受験合格率  
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%  
○ 例えば、平成25年の各年度修了者ごとの合格者数は、次のとおり算出した。  
・ 想定合格者数 合計1808（次の各年度ごとの合計）  
修了1年目894（2,717×32.9%）、同2年目494（1,784×27.7%）、同3年目304（1,300×23.4%）  
同4年目69（879×7.9%）、同5年目47（811×5.8%）  
・ 合格者数が2,000になるよう、上記の各数字に2,000/1,808を乗じることにより比例計算をする。
- 予備試験合格者の取扱い  
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

# 新司法試験と旧司法試験制度の概要

## 新司法試験

## 旧司法試験

### 【受験資格】

- 予備試験（H23から実施）なし
- 本試験 法科大学院修了又は予備試験合格

- 第一次試験 なし
- 第二次試験 第一次試験合格者又は第一次試験免除者

### 【受験回数制限】

法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで

なし

### 【試験日程等】

- 第一次試験を廃止
  - 短答式及び論文式試験を同時実施（5月中旬に連続する4日間程度）  
（計22時間30分）
    - ・短答式試験
      - 公法系科目（憲法・行政法に関する分野の科目） 1時間30分
      - 民事系科目（民法・商法・民訴法に関する分野の科目） 2時間30分
      - 刑事系科目（刑法・刑訴法に関する分野の科目） 1時間30分
    - ・論文式試験
      - 公法系科目（短答式試験と同じ） 4時間
      - 民事系科目（短答式試験と同じ） 6時間
      - 刑事系科目（短答式試験と同じ） 4時間
      - 選択科目（8科目から一つ選択） 3時間
- 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法  
国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）

- 第一次試験（1月上旬）  
外国語科目 2時間、一般教養科目 4時間
- 第二次試験  
・短答式試験（5月中旬：1日）  
憲法・民法・刑法（択一式）（計3時間30分）
- ・論文式試験（7月中旬：2日）  
憲法・民法・商法・刑法・民訴法・刑訴法（論述式）  
各科目2時間（計12時間）  
※短答式試験合格者が受験
- ・口述試験（10月下旬）  
憲法（民法・民訴法）（計1時間15分程度）  
刑事系（刑法・刑訴法）  
※論文式試験合格者が受験

### 【合格発表】

9月中旬

11月中旬







# 法科大学院における授業科目について

文部科学省告示に規定		法科大学院の設置基準等に関する 中教審答申等		A大学 の場合	B大学 の場合	C大学 の場合
科目群	個別の科目	具体的な内容		58 単位 〴	68 単位 〴	60 単位 〴
法律基本 科目群	憲法、行政法、民法、 商法、民事訴訟法、刑 法、刑事訴訟法に関す る分野の科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公法系 (憲法, 行政法に関する科目)</li> <li>・ 民事系 (民法, 商法, 民事訴訟法などの分野に 関する科目)</li> <li>・ 刑事系 (刑法, 刑事訴訟法などの分野に関する 科目)</li> </ul>		14 単位 〴	13 単位 〴	10 単位 〴
法律実務 基礎 科目群	法曹としての技能及び 責任その他の法律実 務に関する基礎的な分 野の科目	(法曹としての責任感、倫理観の涵養) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法曹倫理</li> <li>(法曹としての専門的技術の教育)</li> <li>・ 法情報調査、法文書作成、要件事実と事実認定 の基礎、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エク スターンシップ</li> </ul>		4 単位 〴	4 単位 〴	6 単位 〴
基礎法学 ・ 隣接 科目群	基礎法学に関する分野 又は法学と関連を有す る分野の科目	(基礎法学科目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法哲学、法史学、法社会学、比較法、外国法等 (隣接科目)</li> <li>・ 公共政策、法と経済等</li> </ul>				18 単位 〴
展開・先 端 科目群	先端的な法領域に関す る科目その他の実定法 に関する多様な分野の 科目であって、法律基 本科目以外のもの	(展開科目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働法、経済法、税法、倒産処理法、国際私法 等</li> <li>(先端科目) ・ 知的財産法、国際取引法、環境法等</li> </ul>				
標準修了要件単位数 93単位				修了要件単位 100単位	修了要件単位 101単位	修了要件単位 96単位
				全科目群のうちから2単位		